

令和6年版

# 消防白書

総務省消防庁

この抜粋版は海外消防情報センターが作成したものです。

# 第1章 災害の現況と課題

## 第1節 火災予防

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>[火災の現況と最近の動向]</b>                | 3  |
| <b>1. 出火状況</b>                      | 4  |
| (1) 1日当たり106件の火災が発生                 | 4  |
| (2) 出火率は3.1件／万人                     | 4  |
| (3) 火災覚知方法は119番通報が最多                | 4  |
| (4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多               | 4  |
| <b>2. 火災による死者の状況</b>                | 4  |
| (1) 火災による死者の状況                      | 4  |
| (2) 建物火災による死者数の状況                   | 6  |
| (3) 住宅火災による死者の状況                    | 8  |
| <b>3. 火災による損害額</b>                  | 11 |
| <b>4. 出火原因</b>                      | 11 |
| (1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適当な場所への放置によるもの | 12 |
| (2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は増加             | 12 |
| (3) 「こんろ」による火災で最も多いのは放置する、忘れるによるもの  | 12 |
| <b>5. 火災種別ごとの状況</b>                 | 13 |
| (1) 建物火災                            | 13 |
| (2) 林野火災                            | 14 |
| (3) 車両火災                            | 14 |
| (4) 船舶火災                            | 14 |
| (5) 航空機火災                           | 15 |
| <b>[火災予防行政の現況]</b>                  | 15 |
| <b>1. 住宅用火災警報器の設置の現況</b>            | 15 |
| <b>2. 防火対象物</b>                     | 15 |
| <b>3. 防火管理制度</b>                    | 16 |
| (1) 防火管理者                           | 16 |
| (2) 統括防火管理者                         | 16 |
| (3) 防火対象物定期点検報告制度                   | 17 |
| <b>4. 防災管理制度</b>                    | 17 |
| (1) 防災管理者                           | 17 |
| (2) 統括防災管理者                         | 17 |
| <b>5. 立入検査と違反是正</b>                 | 17 |
| (1) 立入検査と違反是正の現況                    | 17 |
| (2) 適マーク制度                          | 18 |
| (3) 違反対象物の公表制度                      | 18 |
| <b>6. 消防用設備等</b>                    | 18 |
| (1) 消防同意の現況                         | 18 |
| (2) 消防用設備等の設置の現況                    | 18 |
| (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者                | 18 |
| (4) 防災規制                            | 19 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (5) 火を使用する設備・器具等に関する規制               | 19 |
| <b>7. 消防用機械器具等の検定等</b>               | 19 |
| (1) 検定                               | 19 |
| (2) 自主表示                             | 20 |
| <b>8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定</b>         | 20 |
| <b>9. 消防庁長官による火災原因調査</b>             | 20 |
| <b>10. 製品火災対策の推進</b>                 | 21 |
| <b>[火災予防行政の課題]</b>                   | 22 |
| 1. 住宅防火対策の推進                         | 22 |
| 2. 小規模施設における防火対策の推進                  | 22 |
| 3. 消防用設備等の点検報告の推進                    | 22 |
| 4. 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策              | 23 |
| 5. 直通階段が一つの防火対象物における防火対策の推進          | 23 |
| 6. 消防法令違反の是正の徹底等                     | 23 |
| 7. 木材利用の推進に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応 | 23 |

## 第2節 危険物施設等における災害対策

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]</b> | 24 |
| 1. 火災事故                        | 24 |
| 2. 流出事故                        | 24 |
| <b>[危険物行政の現況]</b>              | 24 |
| 1. 危険物規制                       | 24 |
| (1) 危険物規制の体系                   | 24 |
| (2) 危険物取扱者                     | 25 |
| (3) 事業所における保安体制                | 26 |
| (4) 保安検査                       | 26 |
| (5) 立入検査及び措置命令                 | 26 |
| 2. 石油パイプラインの保安                 | 26 |
| (1) 石油パイプライン事業の保安規制            | 26 |
| (2) 石油パイプラインの保安の確保             | 26 |
| <b>[危険物行政の課題]</b>              | 26 |
| 1. 官民一体となった事故防止対策の推進           | 26 |
| 2. 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進  | 26 |
| 3. 大規模自然災害への対応                 | 27 |

## 第3節 石油コンビナート災害対策

|                              |    |
|------------------------------|----|
| <b>[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]</b> | 28 |
| 1. 事故件数と被害                   | 28 |
| 2. 事故の特徴                     | 28 |
| (1) 事故種別ごとの一般事故件数            | 28 |
| (2) 原因別の一般事故件数               | 28 |
| (3) 特定事業所種別の一般事故件数           | 29 |
| (4) 特定事業所業態別の一般事故件数          | 29 |
| <b>[石油コンビナート災害対策の現況]</b>     | 29 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 特別防災区域の現況                      | 29 |
| 2. 都道府県・消防機関における防災体制              | 31 |
| (1) 防災体制の確立                       | 31 |
| (2) 災害発生時の応急対応                    | 31 |
| (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備           | 31 |
| 3. 特定事業所における防災体制                  | 31 |
| (1) 自衛防災組織等の設置                    | 31 |
| (2) 大容量泡放射システムの配備                 | 31 |
| (3) 自衛防災体制の充実                     | 32 |
| 4. 事業所のレイアウト規制                    | 32 |
| (1) レイアウト規制                       | 32 |
| (2) 新設等届出等の状況                     | 32 |
| 5. その他の災害対策                       | 32 |
| (1) 災害応急体制の整備                     | 32 |
| (2) 防災緩衝緑地等の整備                    | 32 |
| 6. 最近の石油コンビナート等における災害対策           | 32 |
| (1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議 | 32 |
| (2) 石油コンビナートの地震・津波対策              | 32 |
| (3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト   | 32 |
| (4) 石油コンビナート等防災体制検討会の開催           | 33 |
| <b>[石油コンビナート災害対策の課題]</b>          | 33 |
| 1. 特定事業所における防災体制の充実強化             | 33 |
| 2. 大容量泡放射システムの効果的な活用              | 33 |

## 第4節 林野火災対策

|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>[林野火災の現況と最近の動向]</b> | 34 |
| <b>[林野火災対策の現況]</b>     | 34 |
| 1. 林野火災特別地域対策事業        | 34 |
| 2. 広域応援・空中消火による消防活動    | 34 |
| (1) 空中消火の実施状況          | 34 |
| (2) 広域応援・空中消火体制の整備     | 35 |
| 3. その他の対策              | 35 |
| (1) 出火防止対策の徹底          | 35 |
| (2) 林野火災用消防施設等の整備      | 36 |
| <b>[林野火災対策の課題]</b>     | 36 |

## 第5節 風水害対策

|                         |    |
|-------------------------|----|
| <b>[風水害の現況と最近の動向]</b>   | 37 |
| 1. 令和5年中の主な風水害          | 37 |
| 2. 令和6年1月から10月までの主な風水害  | 37 |
| <b>[風水害対策の現況と課題]</b>    | 38 |
| 1. 避難情報の適時適切な発令         | 38 |
| 2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保 | 38 |
| (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等  | 39 |

|               |    |
|---------------|----|
| (2) 個別避難計画の作成 | 39 |
|---------------|----|

## 第6節 震災対策

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| [地震災害の現況と最近の動向]               | 40 |
| 1. 令和5年中の主な地震災害               | 40 |
| 2. 令和6年1月から10月までの主な地震災害       | 41 |
| [震災対策の現況と課題]                  | 42 |
| 1. 地震災害の予防                    | 42 |
| (1) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進       | 43 |
| (2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置 | 43 |
| (3) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備    | 43 |
| (4) 震度情報ネットワークシステムの整備         | 43 |
| (5) 緊急地震速報訓練の実施               | 44 |
| 2. 津波避難の実効性の確保                | 44 |
| (1) 津波避難計画の策定の促進              | 44 |
| (2) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置        | 44 |

## 第7節 原子力災害対策

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| [原子力災害等の現況と最近の動向]               | 45 |
| 1. 原子力施設の現況と主な事故                | 45 |
| 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応         | 45 |
| [原子力災害対策等の現況]                   | 46 |
| 1. 原子力施設等の原子力災害対策               | 46 |
| 2. 消防機関における活動対策                 | 46 |
| (1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布    | 46 |
| (2) 放射性物質等事故対応資機材の整備等           | 46 |
| (3) 消防職員に対する教育・訓練等              | 46 |
| [原子力災害対策等の課題]                   | 47 |
| 1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組             | 47 |
| (1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援            | 47 |
| (2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等     | 47 |
| (3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理 | 47 |
| 2. 放射性物質等事故対応能力の向上              | 47 |

## 第8節 その他の災害対策

|                      |    |
|----------------------|----|
| [火山災害対策]             | 48 |
| 1. 令和5年以降の主な火山活動     | 48 |
| 2. 火山災害対策の現況と課題      | 48 |
| [雪害対策]               | 49 |
| 1. 雪害の現況と最近の動向       | 49 |
| 2. 雪害対策の現況と課題        | 49 |
| [トンネル等の災害対策]         | 49 |
| 1. トンネルに係る火災の現況      | 49 |
| 2. トンネルに係る災害対策の現況と課題 | 49 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 鉄道トンネル及び道路トンネル        | 49 |
| (2) 大深度地下空間               | 50 |
| <b>[消防活動阻害物質に係る災害対策]</b>  | 50 |
| 1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向 | 50 |
| 2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題     | 50 |
| (1) 実態の把握及び指導             | 50 |
| (2) 危険物災害等情報支援体制の充実       | 50 |
| <b>[海上災害対策]</b>           | 50 |
| 1. 海上災害の現況と最近の動向          | 50 |
| 2. 海上災害対策の現況              | 51 |
| 3. 海上災害対策の課題              | 51 |
| <b>[航空災害対策]</b>           | 51 |
| 1. 航空災害の現況と最近の動向          | 51 |
| 2. 航空災害対策の現況              | 51 |

## 第2章 消防防災の組織と活動

### 第1節 消防体制

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 消防組織         | 55 |
| (1) 常備消防機関      | 55 |
| (2) 消防団         | 55 |
| 2. 消防防災施設等      | 56 |
| (1) 消防車両等の整備    | 56 |
| (2) 消防通信施設      | 56 |
| (3) 消防水利        | 58 |
| 3. 消防財政         | 58 |
| (1) 市町村等の消防費    | 58 |
| (2) 消防費の財源      | 58 |
| (3) 都道府県の防災費    | 60 |
| (4) 消防庁予算額      | 60 |
| 4. 常備消防体制整備の課題  | 60 |
| (1) 消防力の整備      | 60 |
| (2) 消防隊員用個人防火装備 | 61 |

### 第2節 消防の広域化の推進

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 消防の広域化とは      | 62 |
| 2. これまでの経緯等      | 62 |
| 3. 消防の広域化の必要性和効果 | 63 |
| (1) 広域化の必要性      | 63 |
| (2) 広域化の効果       | 63 |
| 4. 関係機関の取組       | 63 |
| (1) 消防庁の取組       | 63 |
| (2) 都道府県の取組      | 64 |

|            |    |
|------------|----|
| (3) 市町村の取組 | 65 |
|------------|----|

### 第3節 消防職団員の活動

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 活動状況                  | 66 |
| 2. 公務による死傷者の状況           | 66 |
| 3. 勤務条件等                 | 66 |
| (1) 消防職員の勤務条件等           | 66 |
| (2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策 | 67 |
| (3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進      | 69 |
| 4. 安全衛生体制の整備             | 71 |
| (1) 安全衛生体制               | 71 |
| (2) 惨事ストレス対策             | 71 |
| 5. 消防表彰等                 | 71 |
| (1) 国の栄典                 | 71 |
| (2) 内閣総理大臣表彰             | 72 |
| (3) 総務大臣表彰               | 72 |
| (4) 総務大臣感謝状              | 72 |
| (5) 消防庁長官表彰              | 72 |
| (6) 賞じゅつ金及び報賞金           | 72 |
| (7) 退職消防団員報償             | 72 |
| (8) 消防庁長官感謝状             | 72 |
| (9) その他                  | 72 |

### 第4節 教育訓練体制

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 消防職団員の教育訓練           | 73 |
| 2. 職場教育                 | 73 |
| 3. 消防学校における教育訓練         | 73 |
| (1) 消防学校の設置状況           | 73 |
| (2) 教育訓練の種類             | 73 |
| 4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助 | 73 |
| (1) 教育訓練の実施状況           | 73 |
| (2) 施設・設備               | 74 |
| (3) 消防学校に対する技術的援助       | 75 |

### 第5節 救急体制

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 救急業務の実施状況         | 76 |
| (1) 救急出動の状況          | 76 |
| (2) 傷病程度別搬送人員の状況     | 76 |
| (3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況 | 76 |
| (4) 現場到着所要時間の状況      | 76 |
| (5) 病院収容所要時間の状況      | 76 |
| (6) 救急隊員の行った応急処置等の状況 | 77 |
| 2. 救急業務の実施体制         | 77 |
| (1) 救急業務実施市町村数       | 77 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数       | 78 |
| (3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移       | 79 |
| (4) 救急自動車数                   | 80 |
| (5) 高速自動車国道等における救急業務         | 80 |
| <b>3. 消防と医療の連携</b>           | 80 |
| (1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準 | 80 |
| (2) 救急医療体制                   | 81 |
| (3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況       | 81 |
| <b>4. 救急業務高度化の推進</b>         | 81 |
| (1) 救急業務に携わる職員の教育の推進         | 81 |
| (2) 救急救命士の処置範囲の拡大            | 81 |
| (3) メディカルコントロール体制の充実         | 82 |
| (4) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用      | 83 |
| <b>5. 救急業務を取り巻く課題</b>        | 83 |
| (1) 救急車の適時・適切な利用の推進          | 83 |
| (2) 一般市民に対する応急手当の普及          | 84 |
| (3) 熱中症への対応                  | 86 |
| (4) 外国人傷病者への救急対応             | 86 |

## 第6節 救助体制

|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>1. 救助活動の実施状況</b>    | 88 |
| (1) 救助活動件数及び救助人員の状況    | 88 |
| (2) 事故種別ごとの救助活動の状況     | 88 |
| <b>2. 救助活動の実施体制</b>    | 88 |
| (1) 救助隊数及び救助隊員数        | 88 |
| (2) 救助活動のための救助器具等の保有状況 | 89 |
| <b>3. 全国消防救助技術大会</b>   | 89 |
| <b>4. 救助の課題と対応</b>     | 89 |
| (1) 体制の整備              | 89 |
| (2) 車両及び資機材の整備         | 89 |
| (3) 救助技術の高度化等          | 91 |

## 第7節 航空消防防災体制

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>1. 航空消防防災体制の現況</b>       | 92 |
| <b>2. 今後の取組</b>             | 93 |
| (1) 消防防災ヘリコプターの機能強化         | 93 |
| (2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて | 94 |
| (3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて | 94 |

## 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊

|                     |    |
|---------------------|----|
| <b>1. 消防の広域応援体制</b> | 96 |
| (1) 消防の相互応援協定       | 96 |
| (2) 広域消防応援体制の整備     | 96 |
| <b>2. 緊急消防援助隊</b>   | 96 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化 | 96  |
| (2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等        | 98  |
| (3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備         | 101 |
| (4) 緊急消防援助隊の活動               | 101 |
| (5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報           | 102 |
| (6) 今後の取組                    | 102 |

## 第9節 国と地方の防災体制

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 国と地方の防災組織等           | 104 |
| (1) 防災組織                | 104 |
| (2) 消防庁の防災体制            | 104 |
| (3) 地域防災計画の修正           | 104 |
| 2. 防災に係る体制の整備           | 104 |
| (1) 業務継続性の確保            | 104 |
| (2) 災害対応力の強化            | 105 |
| (3) 防災分野における個人情報の取扱いの周知 | 106 |
| (4) 外国人に対する災害時の情報発信     | 106 |

## 第10節 消防防災の情報化の推進

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立   | 108 |
| 2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備    | 108 |
| (1) 消防防災通信ネットワークの概要        | 109 |
| (2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備   | 111 |
| 3. 情報システムの活用               | 111 |
| (1) 災害対応支援のための情報システムの導入と活用 | 111 |
| (2) 統計調査系システム              | 111 |
| 4. 消防防災通信ネットワークの充実強化       | 112 |
| (1) 住民への災害情報伝達手段の多重化       | 112 |
| (2) 防災行政無線のデジタル化の推進        | 113 |

# 第3章 国民保護への対応

## 第1節 国民保護への取組

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 地方公共団体における国民保護計画の作成等の推進  | 118 |
| 2. Jアラートによる迅速な情報伝達          | 118 |
| (1) Jアラートの概要                | 118 |
| (2) Jアラートの整備状況              | 119 |
| (3) Jアラートの試験                | 119 |
| 3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備 | 119 |
| (1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成   | 119 |
| (2) 避難施設の指定                 | 119 |
| 4. 安否情報システムの運用              | 120 |
| 5. 国民保護事案への対応力の強化           | 120 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 国民保護共同訓練                 | 120 |
| (2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発         | 121 |
| (3) 地方公共団体における体制整備           | 121 |
| (4) 特殊標章等                    | 121 |
| <b>6. NBCテロ対策</b>            | 122 |
| (1) NBCテロ災害に対応するための体制の整備     | 122 |
| (2) 訓練・教育                    | 122 |
| (3) テロ災害に対応するための救急活動に係る教育の推進 | 122 |

## 第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 北朝鮮の情勢          | 124 |
| 2. 消防庁の対応          | 124 |
| 3. Jアラートによる情報伝達    | 124 |
| 4. 普及啓発            | 124 |
| 5. 地方公共団体による訓練の実施等 | 125 |

# 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

|                                                    |     |
|----------------------------------------------------|-----|
| <b>[防火防災意識の高揚]</b>                                 | 129 |
| 1. 全国火災予防運動等                                       | 129 |
| (1) 全国火災予防運動（春季 令和6年3月1日～3月7日 秋季 令和6年11月9日～11月15日） | 129 |
| (2) 文化財防火デー（1月26日）                                 | 130 |
| (3) 全国山火事予防運動（令和6年3月1日～3月7日）                       | 130 |
| (4) 車両火災予防運動（令和6年3月1日～3月7日）                        | 130 |
| (5) 消防記念日（3月7日）                                    | 130 |
| 2. 危険物安全週間                                         | 130 |
| <b>[住民等の自主防災活動]</b>                                | 131 |
| 1. 自主防災組織                                          | 132 |
| 2. 女性防火クラブ                                         | 132 |
| 3. 少年消防クラブ                                         | 132 |
| 4. 幼年消防クラブ                                         | 132 |
| 5. 自主防災組織等の活動の活性化                                  | 133 |
| 6. 防災知識の普及啓発                                       | 133 |

# 第5章 国際的課題への対応

|                    |     |
|--------------------|-----|
| <b>[国際緊急援助]</b>    | 137 |
| 1. 国際消防救助隊の派遣体制    | 137 |
| 2. 教育訓練            | 137 |
| 3. 派遣実績            | 138 |
| <b>[国際協力・国際交流]</b> | 138 |
| 1. 国際消防防災フォーラムの開催  | 138 |
| 2. 開発途上国からの研修員受入れ等 | 139 |
| (1) 課題別研修・国別研修の実施  | 139 |

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| (2) 諸外国への情報提供等                         | 140 |
| 3. 技術協力等                               | 140 |
| 4. 国際交流                                | 140 |
| <b>[基準・認証制度の国際化への対応]</b>               | 141 |
| 1. 消防用機械器具等の国際規格の現況                    | 141 |
| 2. 規格の国際化への対応                          | 141 |
| <b>[日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開]</b>         | 141 |
| 1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信             | 141 |
| 2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート                  | 141 |
| 3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組 | 142 |
| <b>[地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）]</b>        | 142 |
| 1. ハロン消火剤等の放出抑制について                    | 142 |
| 2. 環境規制を踏まえた泡消火薬剤の排出抑制について             | 142 |

## 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| <b>[研究・開発の推進]</b>                     | 147 |
| 1. 消防研究センター                           | 147 |
| 2. 消防防災科学技術研究推進制度                     | 147 |
| 3. 消防機関における研究・開発                      | 147 |
| 4. 研究・開発の担い手の育成                       | 147 |
| <b>[消防研究センターにおける研究開発等]</b>            | 147 |
| 1. 消防防災に関する研究                         | 147 |
| (1) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発           | 147 |
| (2) 市街地火災による被害を抑制するための研究開発            | 149 |
| (3) 火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発           | 151 |
| (4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発 | 152 |
| (5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究     | 154 |
| (6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発                | 154 |
| (7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発        | 155 |
| (8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発             | 155 |
| 2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応                 | 156 |
| (1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等            | 156 |
| (2) 災害・事故への対応                         | 157 |
| 3. 研究成果をより広く役立てるために                   | 157 |
| (1) 一般公開                              | 157 |
| (2) 全国消防技術者会議                         | 157 |
| (3) 消防防災研究講演会                         | 157 |
| (4) 調査技術会議                            | 157 |
| (5) 消防防災科学技術賞                         | 158 |
| (6) 施設見学                              | 158 |
| (7) 消防防災等に関する研究開発等動画の配信               | 158 |
| <b>[競争的研究費における研究開発等]</b>              | 158 |
| <b>[消防機関の研究等]</b>                     | 158 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| [消防防災科学技術の研究における今後の取組] ..... | 158 |
| 図表索引 .....                   | 159 |

## 第1節

## 火災予防

## 火災の現況と最近の動向

平成25年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっているが、令和3年からは、増加が続いている。令和5年中の出火件数は3万8,672件（対前年比2,358件増、同6.5%増）となっており、10年前（平成25年中）の出火件数4万8,095件の80.4%

となっている。火災別では、主に建物火災と、その他の火災<sup>\*1</sup>が増加している。また、火災による死者数も、平成25年以降おおむね減少傾向にあったが、令和3年からは増加が続いている。令和5年中の火災による死者数は、1,503人（対前年比51人増、同3.5%増）で、10年前（平成25年中）の火災による死者数1,625人の92.5%となっている（第1-1-1図、資料1-1-9）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照

4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成25年中の値を100とした比

\* 1 その他の火災：建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災

(略)

## 火災予防行政の現況

### 1 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和6年6月1日時点で全国の設置率<sup>\*4</sup>は84.5%、条例適合率<sup>\*5</sup>は66.2%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている（資料1-1-54）。

### 2 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等<sup>\*6</sup>の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和6年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象）による数）は、428万401件である。

また、21大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、123万1,905件と全国の防火対象物の28.8%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の86.2%）、準地下街<sup>\*7</sup>（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同59.1%）などである（第1-1-1表）。

\*4 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合

\*5 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合

\*6 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）

\*7 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

第1-1-1表 防火対象物数

(令和6年3月31日現在)

| 防火対象物の区分 |   |            | 全国                                         | 21大都市   | 割合(%)  | 防火対象物の区分 |        |        | 全国           | 21大都市        | 割合(%)     |        |      |
|----------|---|------------|--------------------------------------------|---------|--------|----------|--------|--------|--------------|--------------|-----------|--------|------|
| (一)      | イ | 劇場等        | 4,437                                      | 632     | 14.2   | (六)      | ハ      | (3)    | 保育所等         | 39,386       | 8,847     | 22.5   |      |
|          | ロ | 公会堂等       | 63,140                                     | 6,252   | 9.9    |          |        | (4)    | 児童発達支援センター等  | 5,440        | 900       | 16.5   |      |
| (二)      | イ | キャバレー等     | 691                                        | 142     | 20.5   |          |        | 小      | (5)          | 身体障害者福祉センター等 | 26,466    | 4,590  | 17.3 |
|          | ロ | 遊技場等       | 7,694                                      | 1,393   | 18.1   |          |        |        | 計            |              | 94,399    | 18,379 | 19.5 |
|          | ハ | 性風俗特殊営業店舗等 | 154                                        | 91      | 59.1   |          |        |        | 二            | 幼稚園等         | 14,821    | 3,761  | 25.4 |
|          | ニ | カラオケボックス等  | 2,067                                      | 532     | 25.7   | (七)      | 学校     |        | 123,646      | 28,107       | 22.7      |        |      |
| (三)      | イ | 料理店等       | 2,205                                      | 394     | 17.9   | (八)      |        | 図書館等   | 7,684        | 877          | 11.4      |        |      |
|          | ロ | 飲食店        | 85,125                                     | 17,774  | 20.9   | (九)      | イ      | 特殊浴場   | 1,400        | 620          | 44.3      |        |      |
| (四)      |   | 百貨店等       | 156,762                                    | 28,453  | 18.2   |          | ロ      | 一般浴場   | 3,606        | 768          | 21.3      |        |      |
| (五)      | イ | 旅館等        | 59,861                                     | 7,991   | 13.3   | (十)      |        | 停車場    | 3,922        | 1,443        | 36.8      |        |      |
|          | ロ | 共同住宅等      | 1,406,075                                  | 550,150 | 39.1   | (十一)     |        | 神社・寺院等 | 59,034       | 12,390       | 21.0      |        |      |
| (六)      | イ | (1)        | 避難のために患者の介助が必要な病院                          | 5,328   | 995    | 18.7     | (十二)   | イ      | 工場等          | 479,722      | 69,963    | 14.6   |      |
|          |   | (2)        | 避難のために患者の介助が必要な有床診療所                       | 2,544   | 507    | 19.9     |        | ロ      | スタジオ         | 369          | 140       | 37.9   |      |
|          |   | (3)        | 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所 | 9,025   | 2,261  | 25.1     | (十三)   | イ      | 駐車場等         | 52,276       | 13,691    | 26.2   |      |
|          |   | (4)        | 無床診療所、無床助産所                                | 47,062  | 9,074  | 19.3     |        | ロ      | 航空機格納庫       | 881          | 86        | 9.8    |      |
|          |   | 小          | 計                                          | 63,959  | 12,837 | 20.1     | (十四)   |        | 倉庫           | 341,303      | 53,171    | 15.6   |      |
|          | ロ | (1)        | 老人短期入所施設等                                  | 47,437  | 9,332  | 19.7     | (十五)   |        | 事務所等         | 505,126      | 111,902   | 22.2   |      |
|          |   | (2)        | 救護施設                                       | 243     | 55     | 22.6     | (十六)   | イ      | 特定複合用途防火対象物  | 387,690      | 148,048   | 38.2   |      |
|          |   | (3)        | 乳児院                                        | 136     | 28     | 20.6     |        | ロ      | 非特定複合用途防火対象物 | 284,136      | 128,791   | 45.3   |      |
|          |   | (4)        | 障害児入所施設                                    | 466     | 73     | 15.7     | (十六の二) |        | 地下街          | 58           | 50        | 86.2   |      |
|          |   | (5)        | 障害者支援施設等                                   | 8,716   | 1,537  | 17.6     | (十六の三) |        | 準地下街         | 7            | 6         | 85.7   |      |
|          | 小 | 計          | 56,998                                     | 11,025  | 19.3   | (十七)     |        | 文化財    | 9,879        | 1,573        | 15.9      |        |      |
|          | ハ | (1)        | 老人デイサービスセンター等                              | 22,925  | 4,000  | 17.4     | (十八)   |        | アーケード        | 1,274        | 473       | 37.1   |      |
|          |   | (2)        | 更生施設                                       | 182     | 42     | 23.1     | (十九)   |        | 山林           | 0            | 0         | 0.0    |      |
| 合        |   |            |                                            |         |        |          |        |        | 計            | 4,280,401    | 1,231,905 | 28.8   |      |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)により作成  
2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

3 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下、本節において「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者<sup>\*8</sup>を選任し、消火、通報、避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画<sup>\*9</sup>の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和6年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万3,739件あり、そのうち84.0%に当たる90万1,725件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は85万3,990件で全体の79.5%となっている(資料1-1-55)。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物<sup>\*10</sup>等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和6年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に9万1,099件あり、そのうち69.0%に当たる6万2,887件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は6万514件で、全体の66.4%となっている(資料1-1-56)。

\*8 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者  
\*9 防火管理に係る消防計画：防火管理者が作成する防火管理上必要な事項を定めた計画書  
\*10 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

### (3) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下、本節において「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士<sup>\*11</sup>や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和6年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万6,316人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は、「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

## 4 防災管理制度

### (1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画<sup>\*12</sup>の作成、地震発生時の特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者<sup>\*13</sup>の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織<sup>\*14</sup>の設置を義務付けている。

令和6年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万124件あり、そのうち85.4%に当たる8,647件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,352件で全体の82.5%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,131件で全体の90.2%となっている（資料1-1-57）。

### (2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和6年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に3,368件あり、そのうち84.7%に当たる2,852件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防災管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,657件で全体の78.9%となっている（資料1-1-58）。

## 5 立入検査と違反是正

### (1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和5年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、79万3,411回となっている（資料1-1-59）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の選任や消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべき

\*11 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

\*12 防災管理に係る消防計画：防災管理者が作成する防災管理上必要な事項を定めた計画書

\*13 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

\*14 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

ことを命ずることができる。

また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（資料1-1-60、資料1-1-61、資料1-1-62、資料1-1-63）。

特に、重大違反対象物<sup>\*15</sup>については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（資料1-1-64）。

### （2）適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することができることとされている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができることとされている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照URL：[https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai\\_yobo/hyoujiseido/](https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/)）。

### （3）違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等を、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに公表する制度である。

なお、消防庁ホームページでは、全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/>

[publication/index.html](https://www.fdma.go.jp/publication/index.html)）。

## 6 消防用設備等

### （1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和5年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、18万6,218件で、そのうち不同意としたものは9件であった（資料1-1-65）。

### （2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和6年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.9%、自動火災報知設備の設置率は99.7%となっている（資料1-1-66）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

### （3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と

\*15 重大違反対象物：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの又は本来の機能が損なわれている状態にあるもの

点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和6年3月31日現在、消防設備士の数は延べ134万8,089人（資料1-1-67）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）800人、第1種（機械系統）17万3,100人、第2種（電気系統）16万2,690人となっている。

#### （4） 防災規制

##### ア 防災物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下、本節において「防災防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、防災防火対象物においてはカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下、本節において「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下、本節において「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和6年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、100万2,147件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で88.2%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で88.7%、展示用合板を使用する防災防火対象物で84.7%となっている（資料1-1-68）。

#### イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：[https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou\\_contents/fire\\_retardant/](https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/)）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

#### （5） 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

### 7 消防用機械器具等の検定等

#### （1） 検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下、本節において「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（型式に係る形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命

令や罰則等を消防法で規定している。

令和5年度中の型式承認は、消火器12件、消火器用消火薬剤1件、泡消火薬剤3件、火災報知設備の感知器又は発信機47件、中継器6件、受信機22件、住宅用防災警報器8件、閉鎖型スプリンクラーヘッド2件、流水検知装置1件、一斉開放弁0件、金属製避難はしご1件及び緩降機0件となっている。また、型式適合検定の合格数は、2,486万2,898個となっている（資料1-1-69）。

### （2） 自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下、本節において「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める6品目である。令和5年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ15件、消防用ホース20件、消防用吸管0件、消防用結合金具10件、エアゾール式簡易消火具0件及び漏電火災警報器0件となっている。

## 8 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有

していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和6年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで78件が認定を受けている（資料1-1-70）。

## 9 消防庁長官による火災原因調査

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、火災予防上の施策に反映されている。過去5年間の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要は、**第1-1-2表**のとおりである。

第1-1-2表 過去5年間の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要

| No. | 出火日        | 場所        | 用途等                                | 火災予防上の措置の概要                                                                                                 |
|-----|------------|-----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 令和2年7月5日   | 静岡県榛原郡吉田町 | 工場<br>(死傷者9人)                      | 全国の消防機関に対し、安全管理体制の再点検及び安全管理マニュアルの再徹底を図るよう技術的助言を行った。                                                         |
| 2   | 令和3年12月17日 | 大阪府大阪市    | 複合用途ビル<br>(死傷者28人)                 | 直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインを策定した。また、直通階段が一つの防火対象物を火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に位置づけ、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを改正した。 |
| 3   | 令和4年2月11日  | 新潟県村上市    | 工場<br>(死傷者7人)                      | 火気設備の安全管理の徹底等について、防火・防災管理に関する講習のガイドラインを改正した。また、違反是正の徹底等について、より一層の推進を図るため、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを改正した。     |
| 4   | 令和6年1月1日   | 石川県輪島市    | 市街地<br>(焼損棟数約240棟<br>焼失面積約49,000㎡) | 地震火災による被害の防止や軽減を図るため、感震ブレーカーの普及について防災基本計画に盛り込むとともに、地震火災対策の推進について通知した。                                       |

## 10 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、電気用品、燃焼機器、自動車など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では電気用品、燃焼機器、自動車等の不具合により発生した火災（以下「製品火災」という。）について対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起等を迅速かつ効率的に行っている。

令和5年中に発生した電気用品、燃焼機器、自動車等の火災について集計したところ、全体では1,175件、うち「製品の不具合により発生したと判

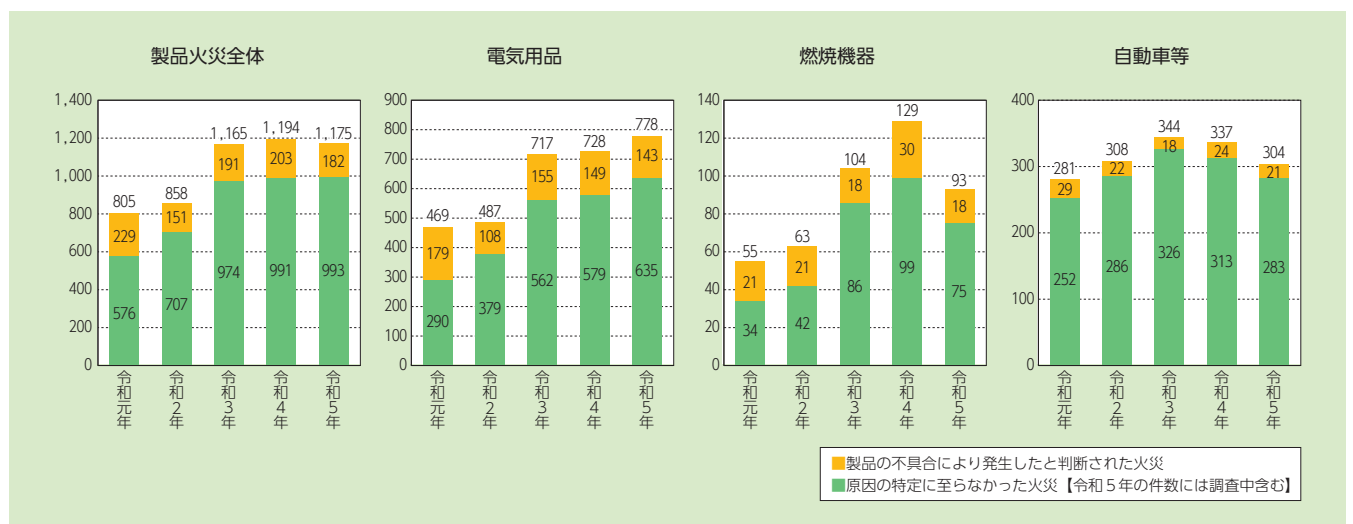
断された火災」が182件、「製品の不具合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった火災（調査中の火災を含む。）」が993件であった（第1-1-19図）。

この調査結果については、全国の消防機関に周知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

第1-1-19図 最近5年間の製品火災及び原因の特定に至らなかった火災の調査結果の推移

令和6年5月31日現在



（備考） 詳細については、消防庁ホームページ参照（URL： <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>）

## 第2節

## 危険物施設等における災害対策

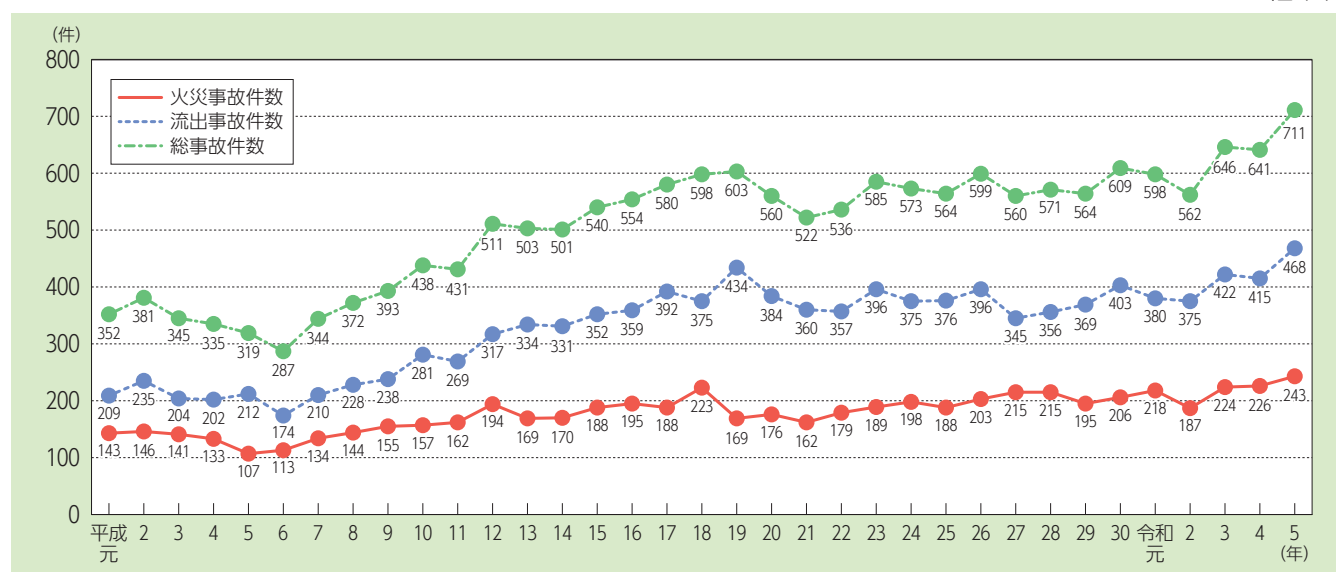
## 危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設における事故は、火災（爆発を含む）と危険物の流出に大別される。危険物施設における

火災事故及び流出事故の件数は、平成6年（1994年）から増加に転じ、平成19年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いている。令和5年中は、火災事故が243件、流出事故が468件で合計711件となっている（第1-2-1図）。

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

(各年中)



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成

2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年（1996年）9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除く。

## 1 火災事故

令和5年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は243件（対前年比17件増）となっている。主な発生要因については、操作確認不十分、維持管理不十分といった人的要因によるものが多くを占めている（資料1-2-4）。

## 2 流出事故

令和5年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は468件（対前年比53件増）となっている。主な発生要因については、腐食疲労等劣化など物的要因によるものが多くを占めている（資料1-2-9）。

## 危険物行政の現況

## 1 危険物規制

## (1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が高い、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が高い、③消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおり

である。

- ・指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどについては、市町村条例の基準に従って行わなければならない。

## （2）危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の3つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いの下行わなければならないとされている。

令和6年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以

来の危険物取扱者試験の合格者総数（累計）は1,028万4,198人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

### ア 危険物取扱者試験

令和5年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,268回（対前年度比17回減）実施された。受験者数は31万5,915人（同5,717人減）、合格者数は12万2,942人（同4,823人減）で平均の合格率は約38.9%（同0.8%減）となっている（第1-2-2図）。

試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が最も多く、次いで丙種、甲種となっており、この3種類で全体の約8割を占めている。

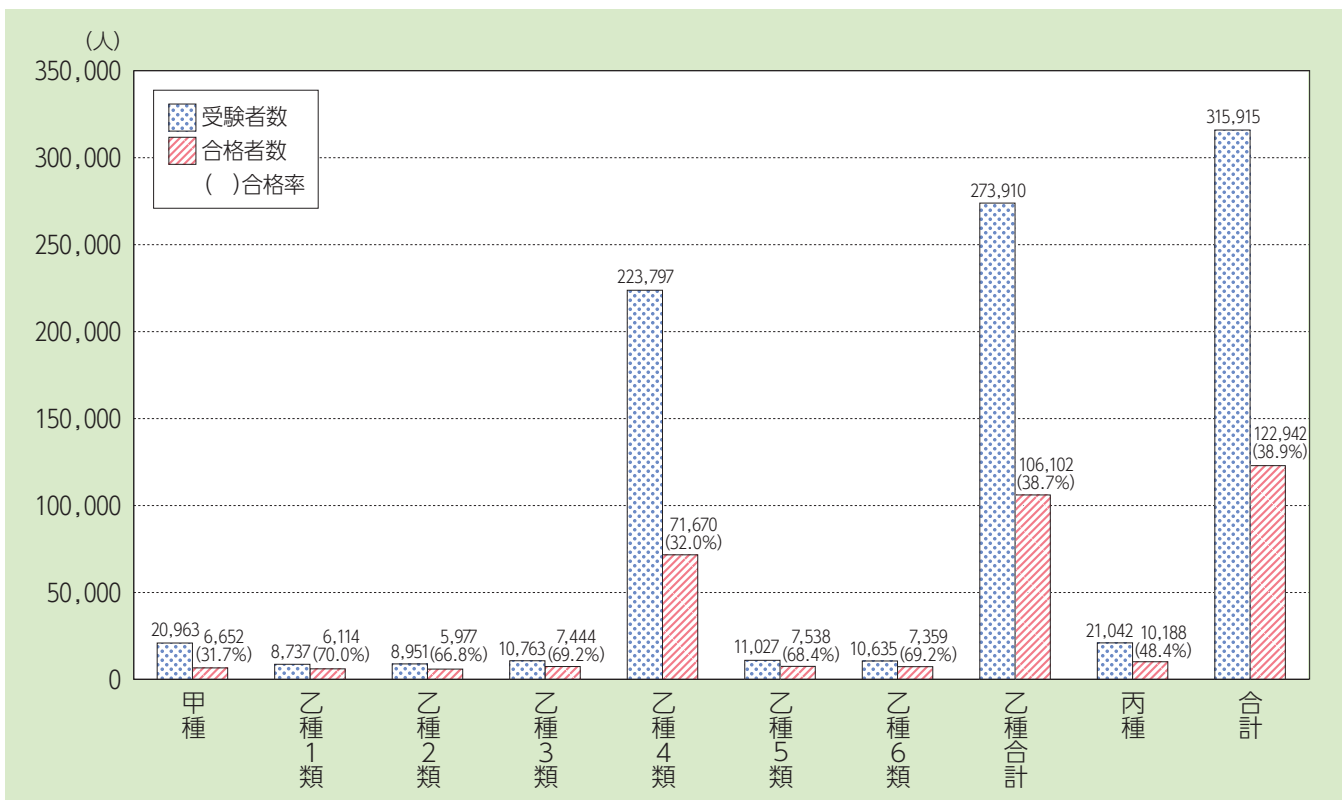
### イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年に1度、都道府県知事等が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下、本節において「保安講習」という。）を受けなければならないこととされている。

令和5年度中の保安講習は、全国で1,541回（対前年度比56回減）実施され、18万1,204人（同8,045人減）が受講している（資料1-2-10）。

第1-2-2図 危険物取扱者試験実施状況

（令和5年度）



（備考）「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」（（一財）消防試験研究センター）により作成

### (3) 事業所における保安体制

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定、予防規程の作成が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

### (4) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

### (5) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

## 2 石油パイプラインの保安

### (1) 石油パイプライン事業の保安規制

一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

### (2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対して

は、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

(略)

## 第3節

## 石油コンビナート災害対策

## 石油コンビナート災害の現況と最近の動向

## 1 事故件数と被害

令和5年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下、本節において「特別防災区域」という。）の特定事業所<sup>\*1</sup>で発生した事故件数は397件で、地震以外の事故（以下、本節において「一般事故」という。）は395件、地震及び津波による事故（以下、本節において「地震事故」という。）は2件となっている。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降、増加傾向にあり、令和5年中の事故は、過去最多多い395件（対前年比46件増）となっている（第1-3-1図）。

令和5年中、一般事故で死傷者の発生した事故は

21件（同4件減）で、死傷者の内訳は、死者2人（同1人増）、負傷者25人（同8人減）となっている（資料1-3-1）。

## 2 事故の特徴

## (1) 事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災120件（対前年比9件減）、爆発4件（同3件減）、漏えい266件（同63件増）、その他5件（同5件減）である（資料1-3-2）。

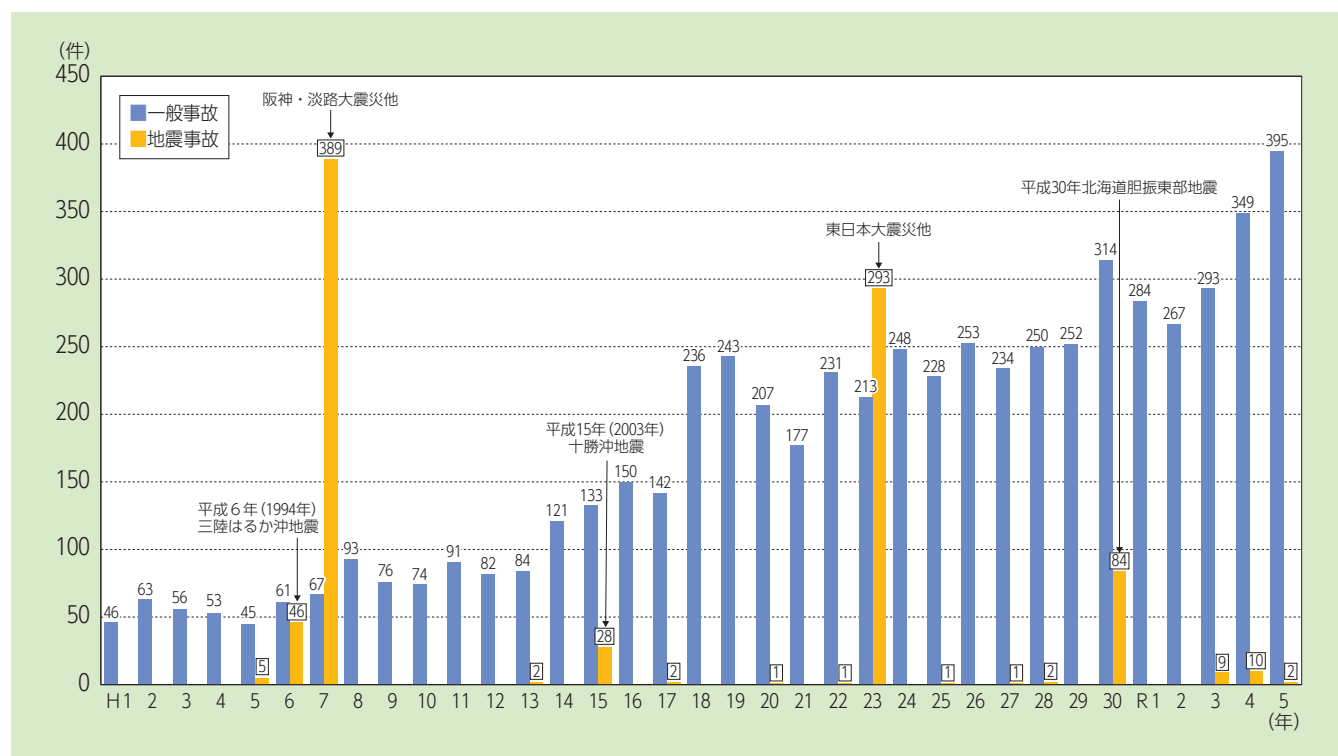
## (2) 原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが119件（対前年比1件増）、物的要因によるものが246件（同33件増）、その他の要因によるものが30件（同12件増）である。

その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移

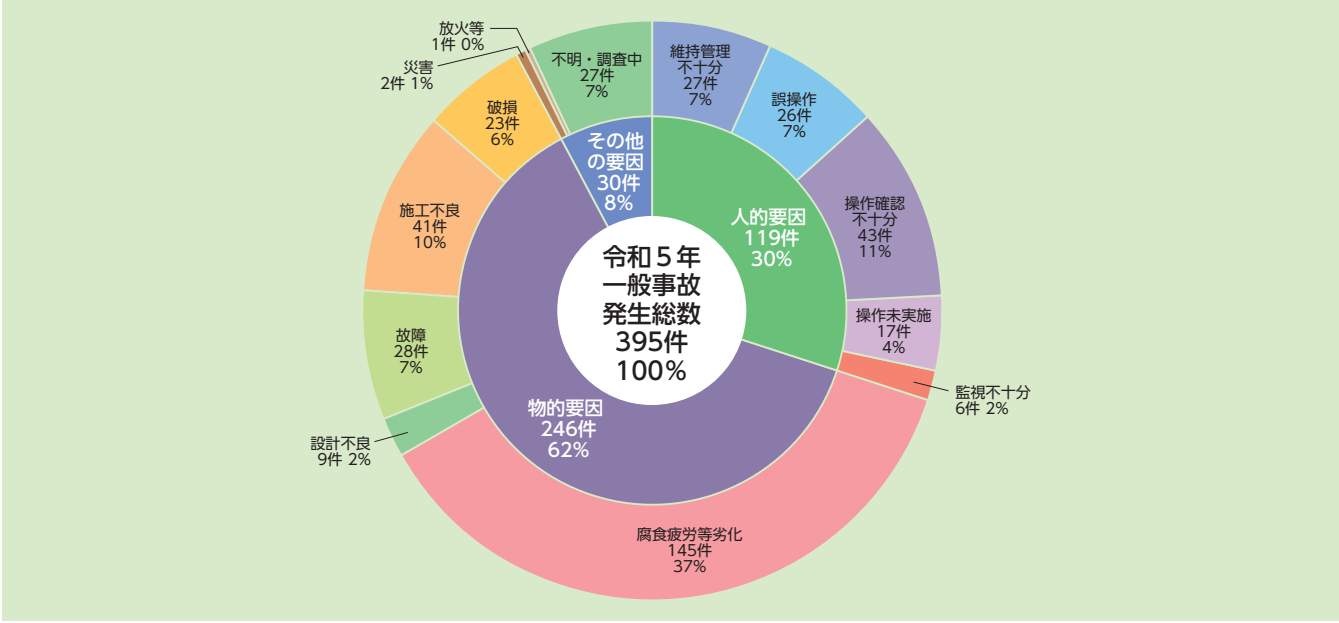
(各年中)



\* 1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）

第1-3-2図 原因別の一般事故件数

(令和5年中)



(備考) 小数点第一位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

145件（同44件増）、操作確認不十分43件（同7件増）、施工不良41件（同8件増）、故障28件（同3件増）となっている（第1-3-2図）。

（3） 特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第1種事業所が327件（うちレイアウト事業所\*<sup>2</sup>300件）で、全体の82.8%を占めている（資料1-3-3）。

（4） 特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が176件（対前年比35件増）、化学工業関係が121件（同13件増）、鉄鋼業関係が35件（同12件減）、電気業関係が22件（同5件増）である（資料1-3-4）。

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

法律（昭和45年法律第136号）等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1 特別防災区域の現況

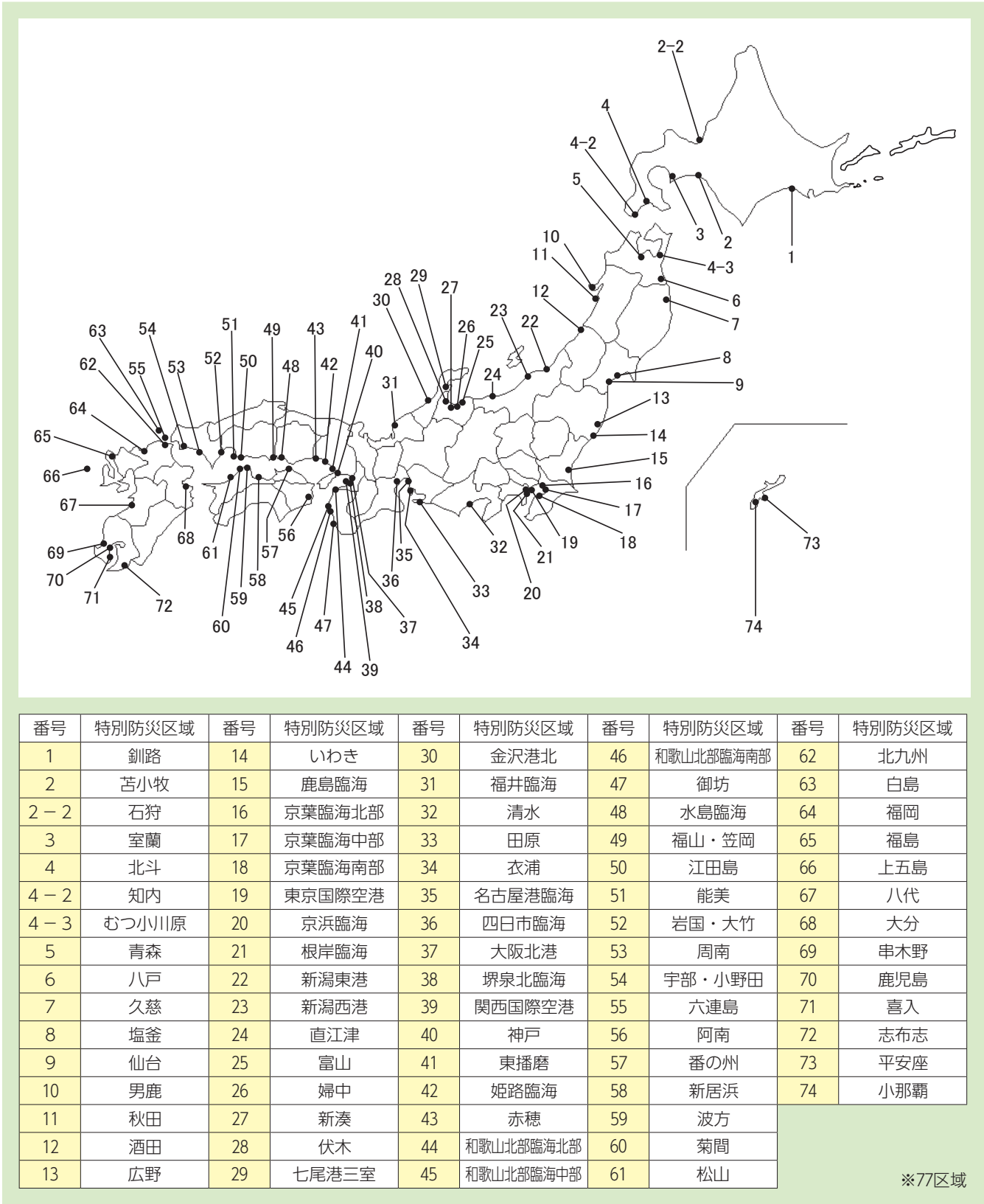
令和6年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33都道府県97市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している77地区が特別防災区域に指定されている（第1-3-3図）。これら特別防災区域を86消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は642事業所であり、そのうち第1種事業所が318事業所（レイアウト事業所144事業所を含む）、第2種事業所が324事業所である。

\* 2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制（本節「石油コンビナート災害対策の現況 4. 事業所のレイアウト規制」参照）の対象となる。

第1-3-3図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(令和6年4月1日現在)



## 2 都道府県・消防機関における防災体制

### (1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下、本節において「防災本部」という。）を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下、本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

### (2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者（特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者）等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防衛活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

### (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和6年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車64台、大型高所放水車49台、泡原液搬送車82台、大型化学高所放水車32台、3%泡消火薬剤3,100kl、6%泡消火薬剤261kl、消防艇32隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備17基、可搬式泡放水砲2基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の12地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

## 3 特定事業所における防災体制

### (1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織<sup>\*3</sup>、広域共同防災組織<sup>\*4</sup>及び石油コンビナート等特別防災区域協議会<sup>\*5</sup>（以下、本節において「区域協議会」という。）の設置について規定している。

令和6年4月1日現在、全ての特定事業所（642事業所）に自衛防災組織が置かれ、70の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び56の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員が配置され、大型化学消防車75台、大型高所放水車31台、泡原液搬送車122台、大型化学高所放水車117台、大容量泡放水砲24基、油回収船20隻等が整備されている（資料1-3-5）。

### (2) 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分1万ℓ以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大10倍程度の



大容量泡放射システム

\*3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織  
\*4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織  
\*5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分1万ℓから4万ℓの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。

### (3) 自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的に分かりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

## 4 事業所のレイアウト規制

### (1) レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

### (2) 新設等届出等の状況

令和5年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は8件（対前年度比4件減）であり、確認件数は7件（同2件増）となっている（資料1-3-6）。

## 5 その他の災害対策

### (1) 災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象<sup>\*6</sup>が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

### (2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災

区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

## 6 最近の石油コンビナート等における災害対策

### (1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省及び経済産業省で定期的に連絡会議（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議）を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：[https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4\\_16.html](https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html)）

### (2) 石油コンビナートの地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が危惧されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」の改訂を行うなど、石油コンビナートにおける防災体制の充実強化を図っている。

### (3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣表彰及び消防庁長官表彰を授与している。

\* 6 異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

主催：消防庁

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストポスター



石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式

(4) 石油コンビナート等防災体制検討会の開催

消防庁では、特別防災区域における防災体制を強化するため、「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催している。

石油コンビナートにおける事故件数が近年増加傾向にあることから、令和5年度から令和6年度にかけては、事故データの分析と効果的な対策を調査し、事故を防止する方策と被害を軽減する方策の検討を行った。特定事業者が活用できる資料として、事故を防止する方策について「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き」を新たに作成し、また、被害を軽減する方策について「自衛防災組織等の防災活動の手引き」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」を改訂している。

(略)

## 第1節

## 消防体制

## 1 消防組織

## (1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和6年4月1日現在、全国に720消防本部、1,716消防署が設置されている（資料2-1-1）。

消防職員数は16万8,898人（うち女性消防職員数は6,705人）で、このうち消防吏員数は16万7,384人（うち女性消防吏員数は6,124人）であり、年齢階層別の消防吏員数は、31歳から35歳までの階層が2万4,818人（14.8%）と最も大きい割合を占めている（第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-4）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村（以下、「常備化市町村」という。）と、〔2〕消防団のみが存する町村（以下、「非常備町村」という。）がある。

令和6年4月1日現在、常備化市町村は1,690市

町村あり、非常備町村は29町村（7都県）に存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村（非常備町村全体の72.4%）は島しょである（資料V）。

一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,114市町村（372市、601町、141村）は常備化市町村全体の65.9%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は144市町村（39市、86町、19村）であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する（第2-1-2図）。

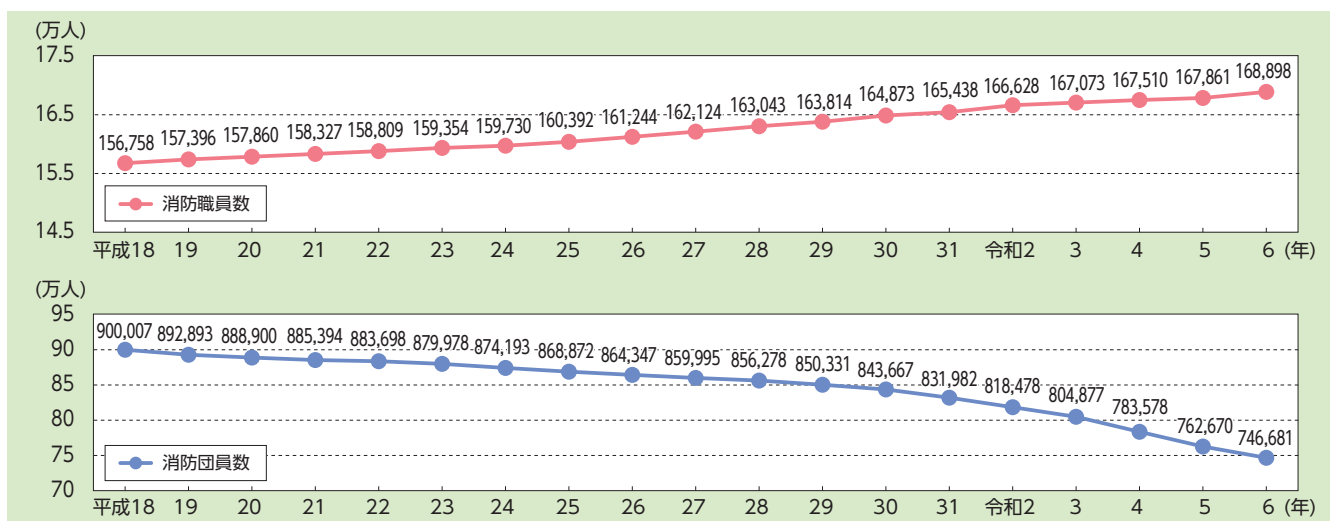
## (2) 消防団

令和6年4月1日現在、全国の消防団数は2,174団、消防団員数は74万6,681人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（第2-1-1図、資料2-1-1）。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛

第2-1-1図 消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)



- (備考) 1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成  
 2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成  
 3 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。  
 4 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(令和6年4月1日現在)

| 消防本部数   |     | 市町村      |       |     |     | 常備／非常備 |               |
|---------|-----|----------|-------|-----|-----|--------|---------------|
|         |     |          | 市     | 町   | 村   |        |               |
| 720     |     | 1,690市町村 | 1,690 | 793 | 736 | 161    | 常備市町村         |
| 単独      | 432 | 432市町村   | 432   | 382 | 49  | 1      | 単 独           |
| 一部事務組合等 | 288 | 1,114市町村 | 1,114 | 372 | 601 | 141    | 一部事務組合等<br>構成 |
|         |     | 144市町村   | 144   | 39  | 86  | 19     | 事務委託          |
|         |     |          | 29    | —   | 7   | 22     | 非常備町村         |
|         |     |          | 1,719 | 793 | 743 | 183    | 合計            |

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成  
2 東京23区は1市として単独消防本部に計上  
3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

護の精神に基づき、消防防災活動を行っている（消防団の組織体制等については、特集5を参照）。

2 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（資料2-1-5）。

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和5年中の119番通報件数は、1,025万7,861件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の70.7%を占めている（資料2-1-6）。

近年では携帯電話・IP電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が58.5%、IP電話が22.2%となっている（資料2-1-7）。

(ア) 119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。

(イ) 音声によらない通報

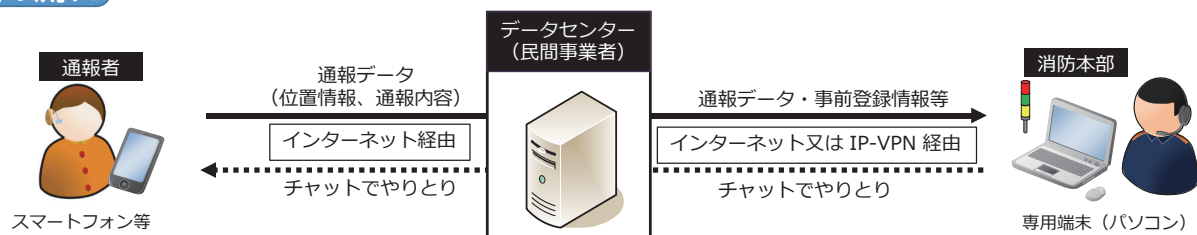
消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づく公共インフラとして、令和3年7月から全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「NET119緊急通報システム」があり、令和6年5月1日現在、720消防本部中647消防本部（89.9%）が導入済みである（第2-1-3図）。

## 第2-1-3図 NET119の流れ

## 通報の流れ



## スマートフォン画面

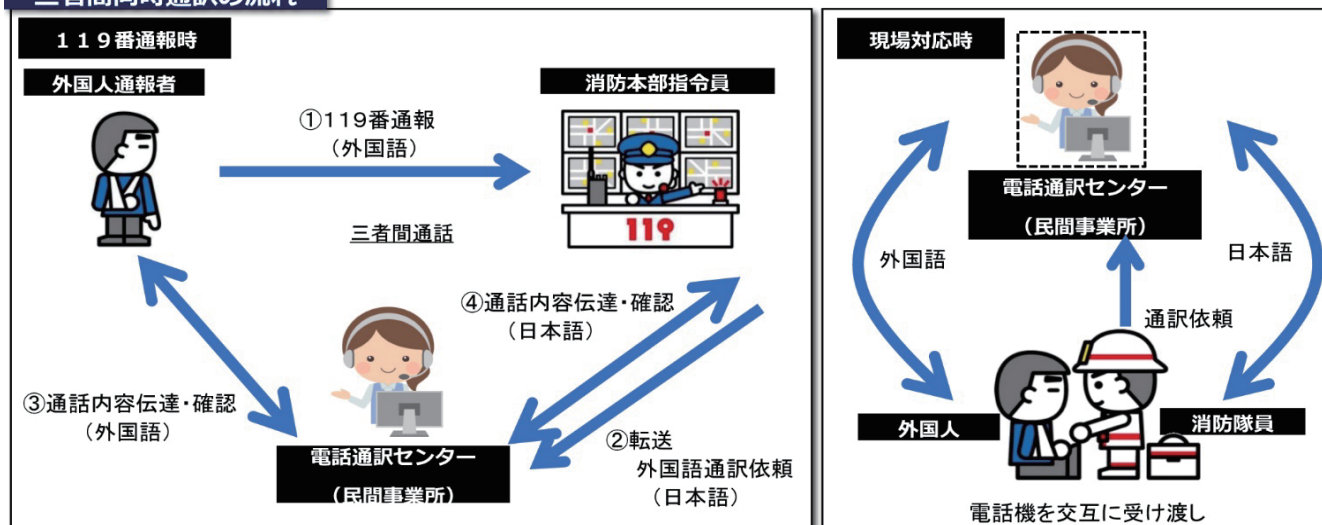


## 消防本部の受付画面



## 第2-1-4図 三者間同時通訳の流れ

## 三者間同時通訳の流れ



## (ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる（第2-1-4図）。

## イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地

点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、外部システムとのデータの出入り口（インターフェイス）に係る標準仕様策定など高度化等に向けた取組を進めている。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、256万292個であり、うち消火栓は199万1,328個、防火水槽は54万9,426個である（資料2-1-8）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

(略)

## 第4節

## 教育訓練体制

## 1 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

## 2 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」（昭和40年消防庁告示第1号）、「消防操法の基準」（昭和47年消防庁告示第2号）、「消防救助操法の基準」（昭和53年消防庁告示第4号）や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めている。

## 3 消防学校における教育訓練

## (1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならない。また、指定都市は、単独に又は都道府県と

共同して消防学校を設置することができるとされている。

令和6年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県、指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校設置されている（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校において教育訓練の水準が確保されるよう、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年消防庁告示第1号）を定めている。

## (2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、消防庁では「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）を定めている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

また、災害の激甚化・頻発化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでおり、消防学校における教育訓練の充実強化を図るため、標準的に備えるべき施設の充実、教育科目及び時間配分の見直しを行っている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

## 4 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、消防職団員等に幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、全国の消防学校の教育訓練に必要な技術的援助を行っている。

## (1) 教育訓練の実施状況

令和5年度は、年間に20学科と12実務講習を実施

し、1,395人が卒業した。

卒業生数は、創設以来、令和5年度までで延べ6万9,415人となった。

また、令和6年度の定員は、令和5年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として施設のゾーニング（下記イで後述）等を行うため、コロナ禍以前に比べ約18%減の1,572人とした（資料2-4-1）。

### ア 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するため、各学科等の目的に応じて、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、CRM（Crew Resource Management）、危機管理、広報、訴訟対応、LGBTQ及び定年引上げといった消防本部が直面する課題に関する講義を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーションや、大規模地震の際の受援シミュレーションなどの訓練、実火災体験型訓練施設を活用した実火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）や土砂に埋もれた模擬家屋を活用した土砂災害対応訓練を実施するとともに、消防用ドローンに関する講義や安全管理等に関する講義を設けるなど、カリキュラムの充実を図っている。

そのほか、女性消防吏員の研修機会拡大のため、各学科の定員の5%を女性の優先枠としているほか、キャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施している。

教育手段として、一部の課程では、オンデマンド式のeラーニングによる事前学習、ライブ形式によるリモート授業を取り入れ、現場の活動への影響等を考慮し入寮期間を短縮するなど効率的な教育訓練を行っている。

### イ 消防大学校における新型コロナウイルス感染症等の感染対策

教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用、消毒、換気等を行うほか、座学講義では講師と学生の距離の確保、衝立の活用、寮生活における学科ごとのゾーニング（学科を越えた感染の抑制）等により接触を減らす等の感染防止対策を講じている。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられたものの、令和5年7月に複数の学科で相次

いで発生した入校中の学生の感染事例を踏まえ、感染対策として、学生寮の生活環境の管理を強化した上で教育訓練体制を維持した。令和6年度は、入校中の学生の感染状況や国内の動向に応じ、段階的な感染拡大防止対策を行っている。

### （2）施設・設備

高度な教育訓練を行う施設として、様々な災害現場を模擬体験して指揮能力を向上させる災害対応訓練室、火災現場同様の環境変化を体験する実火災体験型訓練施設、木造密集など活動困難地域等を想定した街区形成集合住宅型ユニット等を設けている。

また、実践的な訓練を行うため、指揮隊車、消防ポンプ自動車、救助工作車、特殊災害車、高規格救急自動車等の訓練用車両も保有している。

寄宿舍には、女性専用スペース（浴室、トイレ、更衣室、談話室など）も用意している。



実火災体験型訓練（ホットトレーニング）



実火災体験型訓練（危険物火災）



多数傷病者対応訓練

### （3） 消防学校に対する技術的援助

消防学校に対しては、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において、教育技法の修得等教育指導者養成を行っているほか、消防学校の教育内容の充実のため、要請により消防大学校から講師の派遣を行い、令和5年度は、延べ123回の講師派遣を実施した。

また、消防学校において初任者用に使用する教科書を編集するとともに、専門分野の知識・技術が担保された講師等の確保に資するよう、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

## 第5節

## 救急体制

## 1 救急業務の実施状況

## (1) 救急出動の状況

令和5年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、763万8,558件（対前年比40万8,986件増、5.7%増）となっている。これは1日平均では約2万928件（同約1,121件増）で、約4.1秒（前年約4.4秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員は、664万1,420人（対前年比42万4,137人増、6.8%増）となっている。これは国民の19人に1人（前年20人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。

救急自動車による搬送の原因となった事故種別をみると、急病が449万5,904人（67.7%）、一般負傷が105万9,922人（16.0%）、交通事故が36万549人（5.4%）などとなっている（資料2-5-1、資料2-5-2、資料2-5-3、資料2-5-4）。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は、2,429件（対前年比117件減）、搬送人員は1,959人（同57人減）となっている。

## (2) 傷病程度別搬送人員の状況

令和5年中の救急自動車による搬送人員664万1,420人のうち、48.5%が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（資料2-5-5）。

## (3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和5年中の救急自動車による搬送人員664万1,420人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が1万2,344人（0.2%）、乳幼児33万6,047人（5.1%）、少年が23万1,245人（3.5%）、成人が196万8,232人（29.6%）、高齢者が409万3,552人（61.6%）となっており、少子高齢化の進展等により高齢者の占める割合が高い傾向にある（資料2-5-6、資料2-5-7）。

また、急病では高齢者（281万4,170人、62.6%）、交通事故では成人（21万2,009人、58.8%）、一般負傷では高齢者（76万4,069人、72.1%）が最も高い

割合で搬送されている（資料2-5-7）。

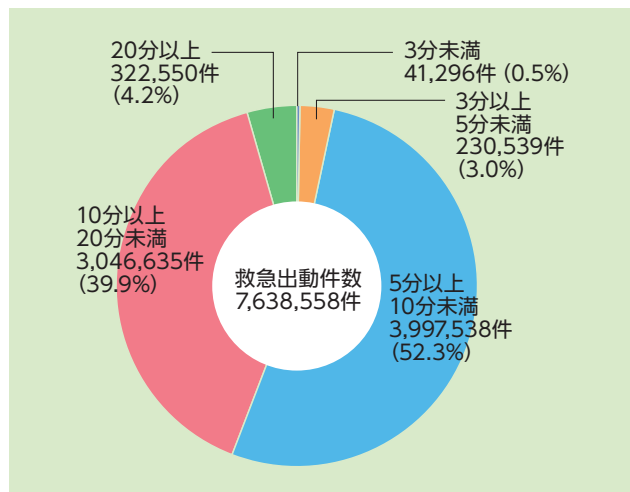
## (4) 現場到着所要時間の状況

令和5年中の救急自動車による出動件数763万8,558件の内訳を現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）別にみると、5分以上10分未満が399万7,538件で最も多く、全体の52.3%となっている（第2-5-1図）。

また、現場到着所要時間の平均は約10.0分（前年約10.3分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本節において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.3分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-1図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況

（令和5年中）



（備考） 1 「救急年報報告」により作成  
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

## (5) 病院収容所要時間の状況

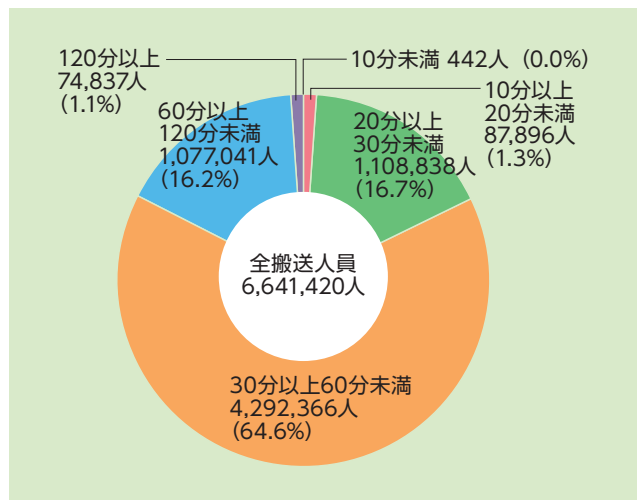
令和5年中の救急自動車による搬送人員664万1,420人の内訳を病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別にみると、30分以上60分未満が429万2,366人（64.6%）で最も多くなっている（第2-5-2図）。

また、病院収容所要時間の平均は約45.6分（前年約47.2分）となっており、新型コロナ禍前の令和元

年と比べ、約6.1分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-2図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況

（令和5年中）



（備考） 1 「救急年報報告」により作成  
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

#### （6）救急隊員の行った応急処置等の状況

令和5年中の救急自動車による搬送人員664万1,420人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は652万1,416人（98.2%）となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,614万4,349件である（資料2-5-8）。

また、平成3年（1991年）以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（資料2-5-8における※の項目）の総件数は、1,843万2,547件（対前年比4.9%

増）となっており、このうち、救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づいて、救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置の件数は30万6,633件（対前年比3.3%増）となっている。

## 2 救急業務の実施体制

### （1）救急業務実施市町村数

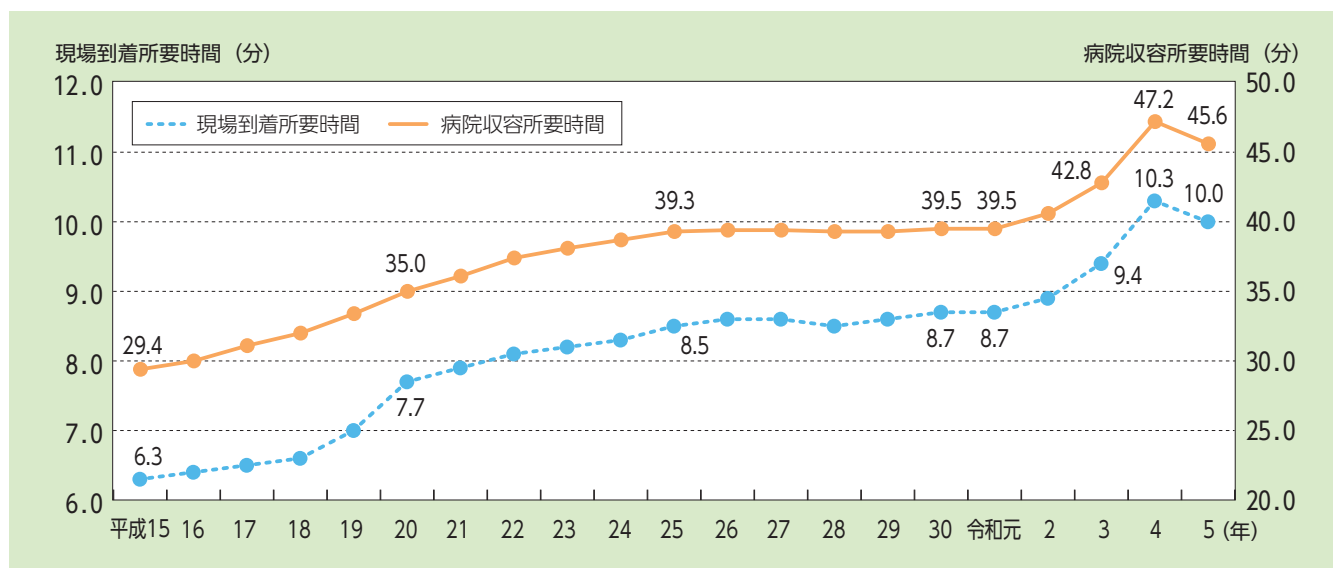
救急業務実施市町村数は、令和6年4月1日現在、1,690市町村（793市、736町、161村）となっている（東京都特別区は、1市として計上している。以下、本節において同じ。）。

98.3%（前年同率）の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%（前年同率）がカバーされている（人口は、令和2年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ。）こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている（資料2-5-9、資料2-5-10）。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が432市町村、委託が144市町村、一部事務組合及び広域連合が1,114市町村となっている。

第2-5-3図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

（各年中）



（備考） 1 「救急年報報告」により作成  
2 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

## （2）救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、令和6年4月1日現在、5,415隊（対前年比56隊増）設置されている（第2-5-4図）。

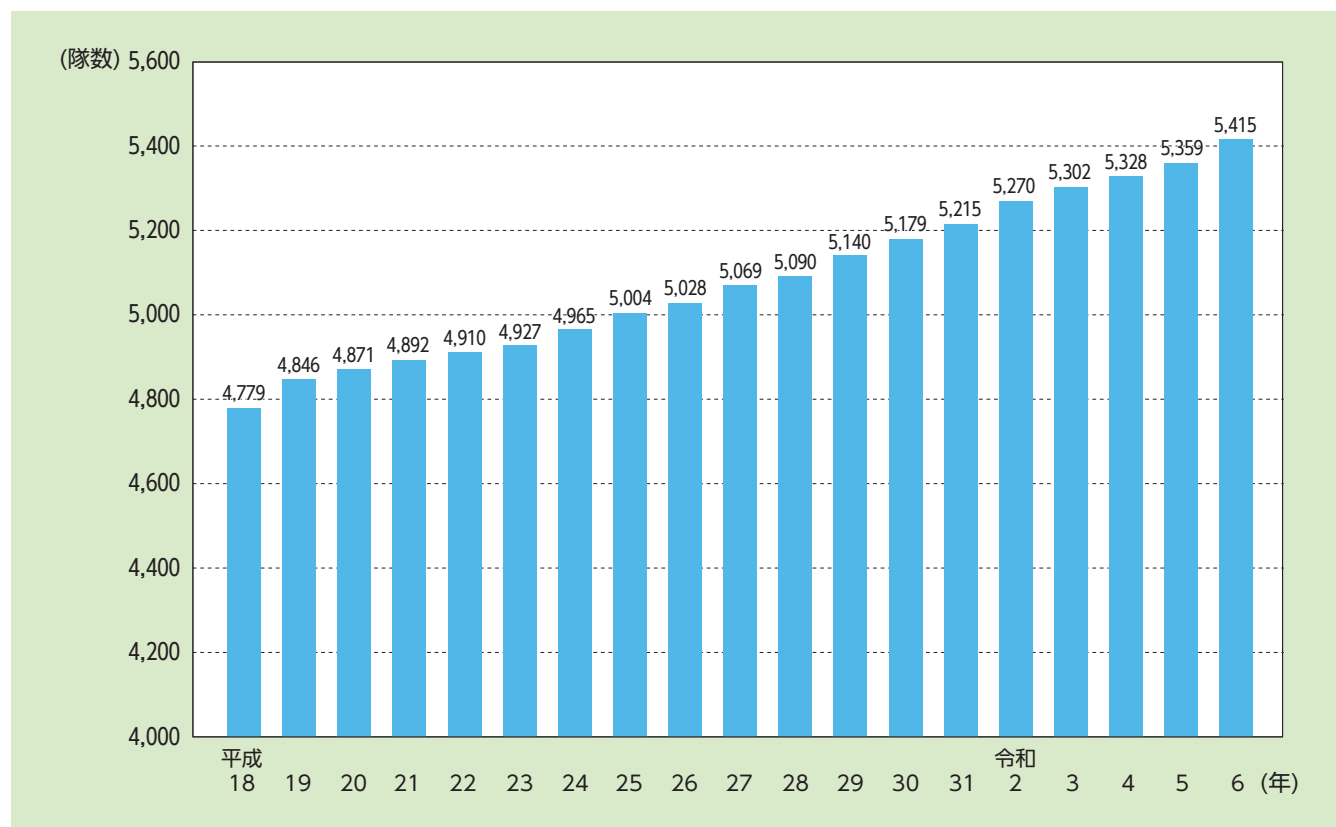
救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

令和6年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で13万4,023人（対前年比1,136人増）となっており、このうち6万7,006人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（第2-5-5図）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。以下同じ。）を修了した消防職員は、令和6年4月1日現在、全国で8万7,377人（対前年比216人増）となっており、このうち3万3,552人が救急隊員として救急業務に従事している。また、准救急隊員<sup>\*1</sup>については、令和6年4月1日現在、全国で12人が救急業務に従事している。

### 第2-5-4図 救急隊数の推移

（各年4月1日現在）

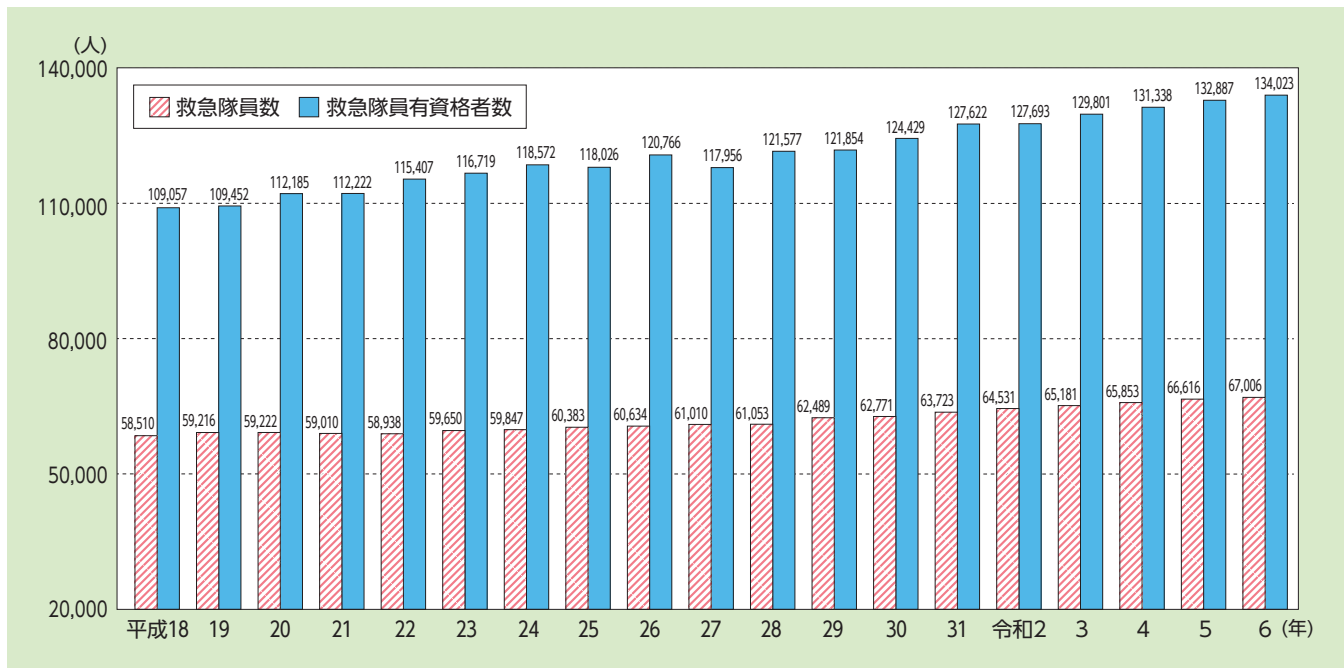


（備考）「救急年報報告」により作成

\* 1 准救急隊員：消防法施行令に基づき、過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として実施計画を定めたときには、救急隊員2人と准救急隊員1人による救急隊の編成が可能である。准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員等とされている。

## 第2-5-5図 救急隊員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考) 「救急年報報告」により作成

## (3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

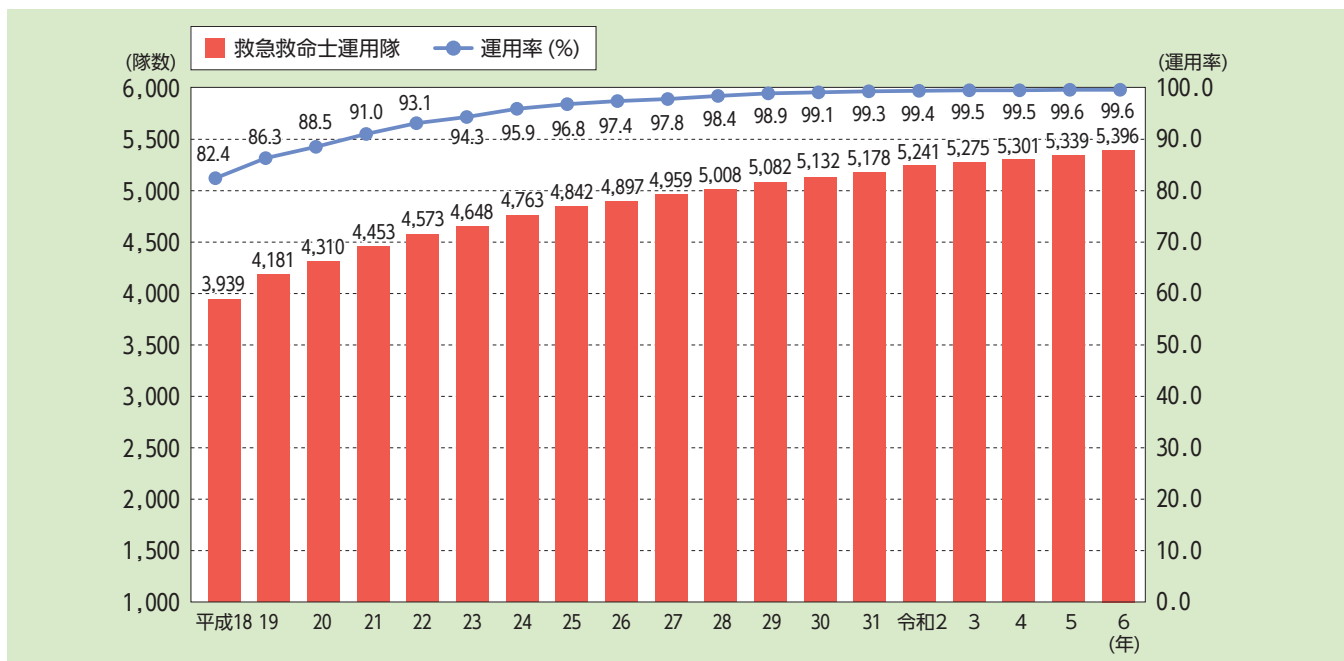
消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

令和6年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国720消防本部のうち719本部で、その運用率は、99.9%（前年同率）である。

救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,415隊のうち、99.6%（前年同率）に当たる5,396隊（対前年比57隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は4万4,919人（同1,131人増）となっているが、このうち3万1,014人（同643人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（第2-5-6図、第2-5-7図）。

## 第2-5-6図 救急救命士運用隊数の推移

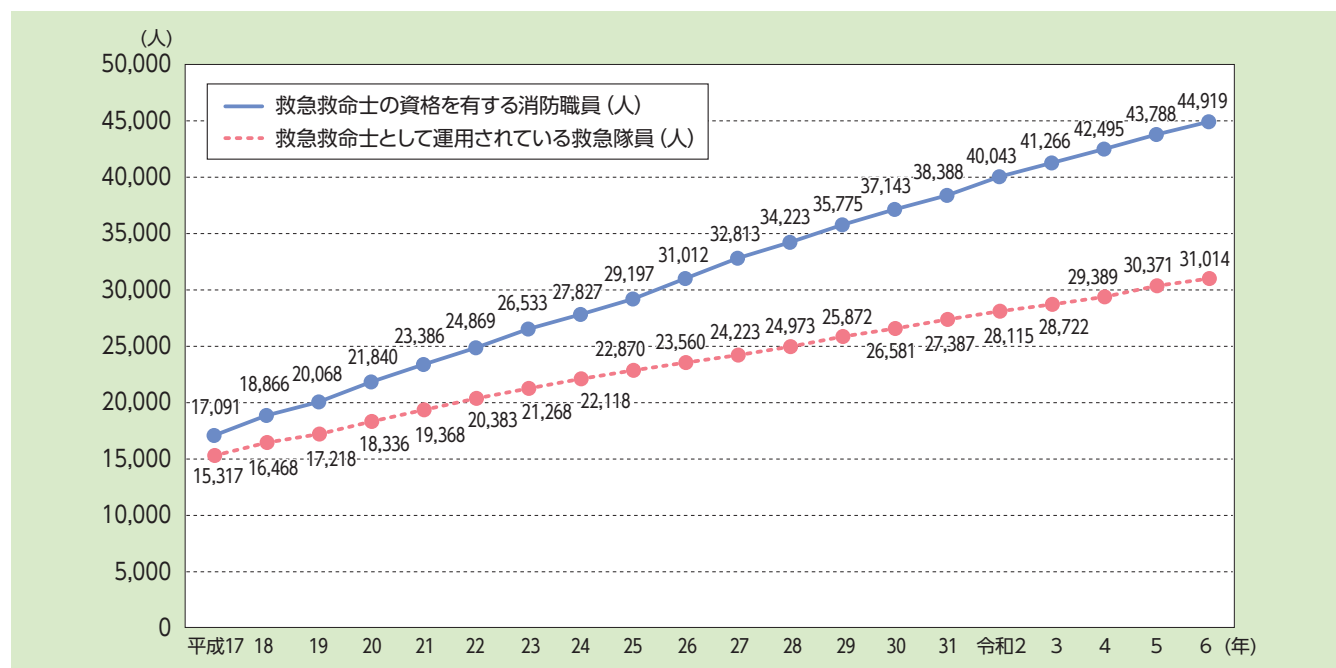
(各年4月1日現在)



(備考) 「救急年報報告」により作成

第2-5-7図 救急救命士数の推移

(各年4月1日現在)



(備考) 「救急年報報告」により作成

#### (4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和6年4月1日現在、6,640台（対前年比49台増）となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の98.8%に当たる6,561台（同82台増）となっている。

#### (5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道（以下、本節において「高速自動車国道等」という。）における救急業務については、高速道路救急業務に関する調査研究委員会最終答申（昭和49年3月20日）において、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、本節において「高速道路株式会社等」という。）が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護に万全を期すべきものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和6年4月1日現在、供用延長9,329kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速

道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

### 3 消防と医療の連携

#### (1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

傷病者の搬送及び受入れの円滑な実施を図るため、消防法では、都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下、本節において「実施基準」という。）の策定、実施基準に関する協議会（以下、本節において「法定協議会」という。）の設置が義務付けられている。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

また、実施基準に基づく救急搬送が実施されることとなったことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関<sup>\*2</sup>への助成に係る経費について、特別交

\*2 私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

付税措置を講じている。

## (2) 救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、令和6年4月1日現在、全国で4,164か所となっている（資料2-5-11）。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが550か所（令和4年4月1日現在）、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が2,747か所（令和4年4月1日現在）、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが307か所（令和6年8月1日現在）整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、50か所（令和6年8月1日現在）整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急業務を行っている。

## (3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況

消防庁では、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者を対象として、救急搬送における医療機関の受入れ状況等について、調査を実施している。

「令和5年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、令和4年中の同調査と比較し、小児傷病者の搬送事案において、照会回数4回以上の事案の件数は増加したが割合は減少し、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者及び救命救急センターへの搬送事案においては、件数及び割合が減少した（資料2-5-12）。また、現場滞在時間30分以上の事案については、全ての項目において件数及び割合が減少した（資料2-5-13）。

# 4 救急業務高度化の推進

## (1) 救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年（1991年）に救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、消防機関に所属する救急救命士は、救急業務に従事するに当たり160時間以上の病院実習を受け、その後も2年ごとに128時間以上（うち、病院実習は48時間以上）の再教育を受けることとされている。

消防機関の救急救命士の養成については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、全国47都道府県の出資により平成3年（1991年）に設立された一般財団法人救急振興財団において行われているほか、指定都市等の消防機関が所管する救急救命士養成所や、消防学校における救急救命士養成課程においても行われている。令和5年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で739人、指定都市等における救急救命士養成所や消防学校における救急救命士養成課程で397人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

また、救急救命士を含む救急隊員は、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver.1」（平成26年3月総務省消防庁）に基づき、新任救急隊員、現任救急隊員、救急隊長等の各役割に応じた教育を受けるとされている。こうした教育体制の構築のため、所属職員に対する教育・指導や、関係機関との教育体制に関する調整等の役割を担う指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として位置づけており、令和6年4月1日現在、全国で3,307人の指導救命士が認定されている。

このほか、全国救急隊員シンポジウム等の機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や、救急活動に必要な知識・技能の向上が図られている。

### (2) 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（特定行為）は、平成3年（1991年）の制度創設当時は、半自動式除細動器による除細動、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ又はラリングアルマスクによる気道確保のみとされていたが、厚生労働省において順次拡大されてきた。

令和6年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急救隊員のうち、拡大された処置範囲で気管挿管を実施できる者は1万6,605人（そのうちビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる者は9,342人）、薬剤投与（アドレナリン）を実施できる者は3万558人、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施できる者は2万9,886人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施できる者は2万9,798人となっている。

### (3) メディカルコントロール体制の充実

救急業務におけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急救隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急救隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急救隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、都道府県単位及び地域単位で設置されており、令和6年8月1日現在、全国に47の都道府県メディカルコントロール協議会及び251の地域メディカルコントロール協議会が設置されている。救急業務におけるメディカルコントロール体制の役割は、当該体制の基本であり土台である「救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する役割」から、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定を通じて地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る役割」へと拡大し、さらに「地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療として協働する役割」も視野に入れるなど、各地域の実情に即

した多様なものへと発展している。

「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、こうしたメディカルコントロール体制の現状の課題と解決策を検討し、検討結果をもとに、関係機関が緊密に連携してメディカルコントロール体制の一層の充実強化に努めることや、客観的な評価指標を用いて、PDCAサイクルを通じた継続的な体制の構築・改善を図ること等について、消防庁より「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和3年3月26日消防救第97号）を発出した。また、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、通知後における各地域の評価指標の活用状況や先進的な取組事例を把握することを通じて、PDCAサイクルの取組の更なる推進や、評価指標の充実等に向けて、引き続きの検討を行ったところである。

昨今のメディカルコントロール協議会に求められる役割の多様化に関しては、「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生」といった観点からもうかがうことができる。高齢者の救急要請が増加する中、救急救隊が傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられ、心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討部会において、有識者から救急現場等で傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急救隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間や情報に制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた事案の集積による救急救隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。

これらの検討結果について、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について」（令和元年11月8日消防救第205号）を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域にお

ける地域包括ケアシステム<sup>\*3</sup>やACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）<sup>\*4</sup>に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者とともに適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。

#### （4）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成17年1月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式<sup>\*5</sup>を導入している。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成17年から令和5年までの19年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータ

を提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

## 5 救急業務を取り巻く課題

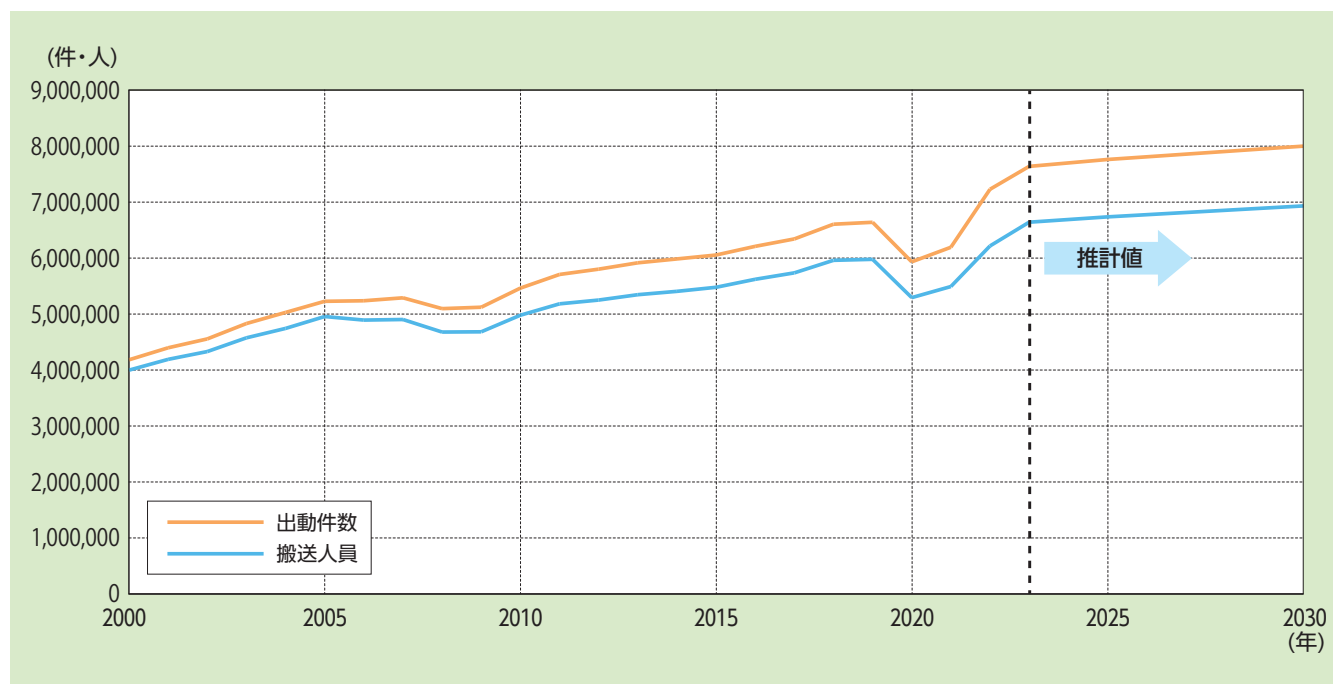
### （1）救急車の適時・適切な利用の推進

令和5年中の救急自動車による救急出動件数は、763万8,558件であり、対前年比で増加した。令和6年に行った将来推計（第2-5-8図）によると、高齢化の進展等により救急需要は今後増大する可能性が高いことが示されており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、電話相談「救急安心センター事業（＃7119）」の全国展開を推進するとともに、全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」を提供している。

「Q助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に

第2-5-8図 救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）



（備考）「救急年報報告」により作成

- \* 3 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
- \* 4 ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。
- \* 5 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

第6節

# 救助体制

## 1 救助活動の実施状況

### (1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和5年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数7万1,707件（対前年比3,584件増、5.3%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）6万6,815人（同4,136人増、6.6%増）である（資料2-6-1、資料2-6-2）。

救助活動件数及び救助人員の増加の主な要因は「建物等による事故」\*<sup>1</sup>が増加したことである（第2-6-1図、第2-6-2図）。

### (2) 事故種別ごとの救助活動の状況

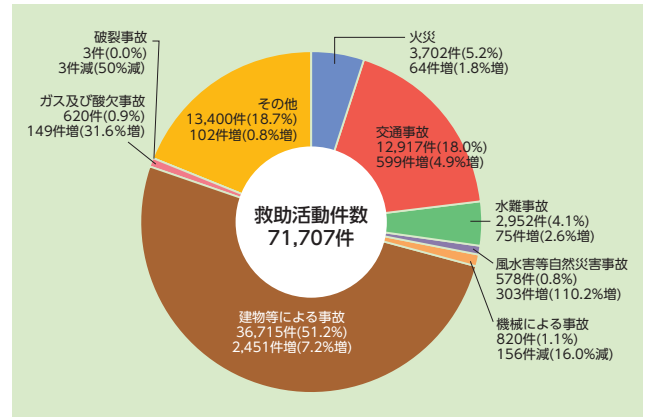
事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」が大きな割合を占め、特に「建物等による事故」は増加を続けている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ169万7,851人である。このうち、消防職員の救助出動人員は「建物等による事故」による出動が最も多く、次いで「交通事故」となっている。一方、消防団員の救助出動人員は、「火災」による出動が最も多い。

救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ65万1,263人であり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの救助活動人員は、「火災」が最も多く、次いで「水難事故」となっている（資料2-6-3）。

第2-6-1図 事故種別救助活動件数の状況

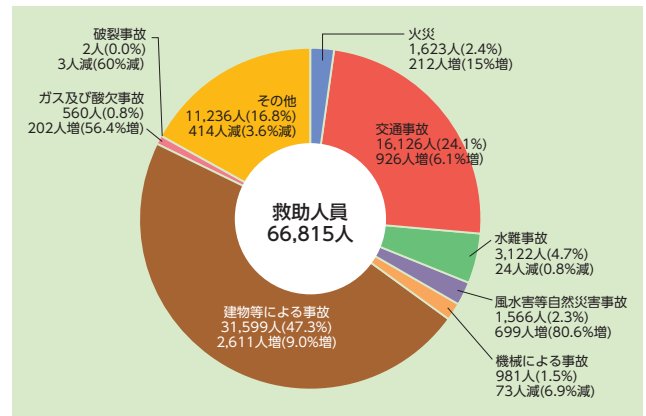
（令和5年中）



（備考） 1 「救助年報報告」により作成  
2 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

第2-6-2図 事故種別救助人員の状況

（令和5年中）



（備考） 1 「救助年報報告」により作成  
2 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

## 2 救助活動の実施体制

### (1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置されている。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助

\* 1 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等の建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう（意識障害等により建物内で身動きがとれず、ドアに鍵がかかっているため室内に入れないものも含む）。

隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊<sup>\*2</sup>の4つに区分される。

令和6年4月現在、703消防本部に1,412隊設置されており、救助隊員は2万4,407人（対前年比6人減）となっている。

## （2）救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具、可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やNBC災害<sup>\*3</sup>に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、その整備促進を図っている（資料2-6-4）。

## 3 全国消防救助技術大会

救助活動に必要な体力、精神力及び技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

本大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれで、隊員個人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

令和6年は、第52回大会として8月23日に千葉県市原市及び習志野市で開催され、陸上の部には696人、水上の部には261人の隊員が参加した。令和7年は兵庫県三木市で開催される予定である。

（略）

\*2 特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊：救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び指定都市では1以上の高度救助隊を特別高度救助隊（特殊災害対応自動車を保有し、ウォーターカッター等の特殊な器具を活用することができる専門性の高い部隊）とすることとされている。

\*3 NBC災害：核（Nuclear）等、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤によって発生した災害をいう。

（略）

## 第8節

## 広域消防応援と緊急消防援助隊

## 1 消防の広域応援体制

## (1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどにより、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県内の全市町村、消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

## (2) 広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため、昭和61年（1986年）に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手續の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（資料2-8-1）。

## 2 緊急消防援助隊

## (1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

## ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、一旦国内のどこかで大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊となった。

## イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

## (ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下、本節において

「基本計画」という。)の策定及び国の財政措置となっている。

#### (イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し初めて行われた。

#### (ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされている。

この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

#### (エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と消防組織法上明記されるとともに、対象施設及び補助率(2分の1)については政令で規定されている。

#### (オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

### ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

#### (ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

#### (イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。

なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

#### (ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ)の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部(以下、本節において「調整本部」という。)を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた。

#### (エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

緊急消防援助隊の指示対象災害は、従前は大規模な災害で2以上の都道府県の区域に及ぶもの又はNBC災害等に限られていたが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められ

るときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

また、平成31年3月には基本計画を改定し、指示対象災害となる大規模な災害の判断要素について、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等と規定した。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成、出動計画等については、総務大臣が策定する基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである (第2-8-1図)。

ア 緊急消防援助隊の編成

(ア) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地の市

町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

(イ) 都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成される。

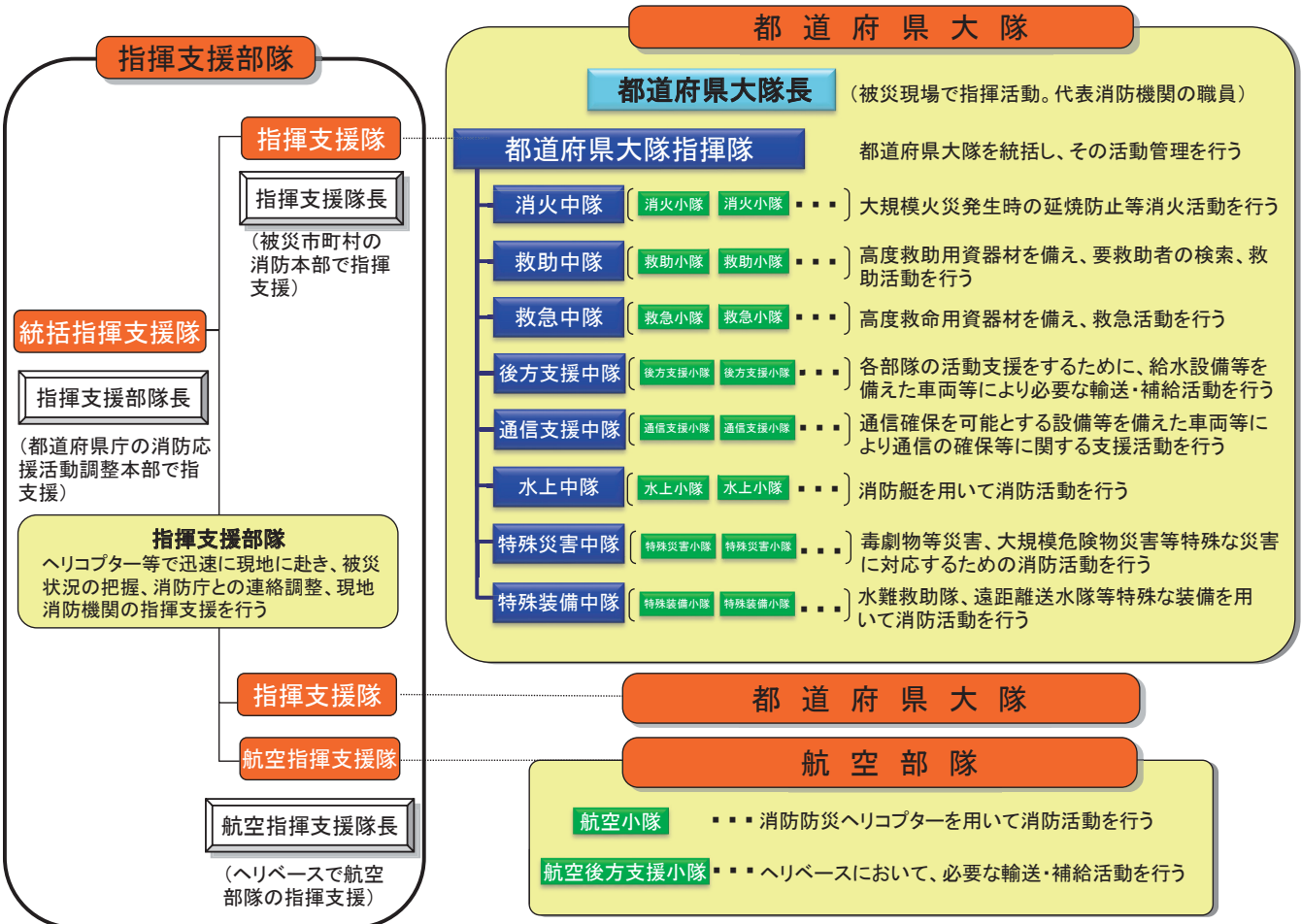
(ウ) 航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

(エ) 特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊がある (第2-8-1表)。

第2-8-1図 緊急消防援助隊の部隊編成



第2-8-1表 特別な任務を行う部隊

| 部隊名              | 目的                                                                                     | 部隊の任務                                                                                      | 部隊を構成する隊                                                                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統合機動部隊           | より迅速な部隊投入体制の構築のため、第3期基本計画の際に新設。                                                        | 長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと。 | 統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心とし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じて、柔軟な編成、運用により対応する。                                                           |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 | 東日本大震災の教訓から石油コンビナート災害等への応急対応能力の強化を図るため、第3期基本計画の際に新設。                                   | 石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。                     | エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。 |
| NBC災害即応部隊        | 諸外国においてテロが発生していることやオリンピック・パラリンピックが予定されていたことを踏まえ、NBCテロ災害に迅速に出動する体制を構築するため、第4期基本計画の際に新設。 | NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。                                                         | NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。                                                                                                     |
| 土砂・風水害機動支援部隊     | 近年、激甚化、頻発化している風水害時における救助体制を強化するため、被災地に機動的に投入する部隊として第4期基本計画の際に新設。                       | 土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと。                                        | 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。                                   |

## イ 出動計画

### (ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

### (イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震発生時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどが想定され、応援の要請等が早期に実施できないことも考えられる。

このため、平成20年7月から「消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することとしている。

### (ウ) 迅速な出動について

災害発生時の緊急消防援助隊の迅速な出動のため、消防庁は風水害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けることがあるが、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている。

緊急消防援助隊の出動に際しては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等のため、指揮支援部隊、統合機動部隊を速やかに先遣させることとしている。（第2-8-2図）。

### (エ) 南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うため、それぞれの発災時における緊急消防援助隊アクションプランを策定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

また、南海トラフ地震については、被害状況等を踏まえて柔軟に運用できるよう後発地震発生時の対応を規定している（第2-8-3図）。

### (オ) NBC災害における運用計画

第2-8-2図 迅速な出動について

## 迅速な出動について

緊急消防援助隊の出動の迅速化を心がけましょう！！

### 【消防庁のオペレーション】

①初動期の緊急消防援助隊のオペレーションにおいて、まず統括指揮支援隊、次に指揮支援隊、統合機動部隊の出動をしてもらう。続いて、都道府県大隊の出動をしてもらう。

②出動準備のリードタイムがない災害においては、出動準備等の依頼を行わず、出動可能隊数報告を待たずに、出動の求め又は指示を行う。

※地震災害や大規模な河川氾濫など



### 迅速化のためのルールや取組み

・指揮支援部隊は1時間以内に航空小隊により出動する（運用に関する要綱第15条）

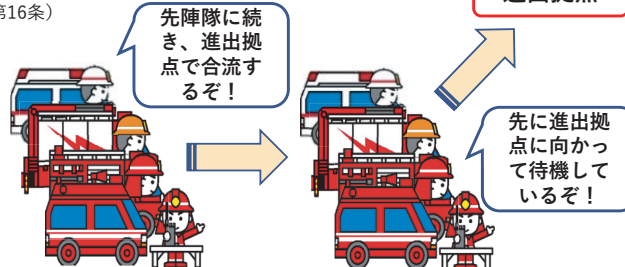
・統合機動部隊は1時間以内に出動する（運用に関する要綱第16条）

・統合機動部隊の柔軟な編成・運用（運用に関する要綱第5条）

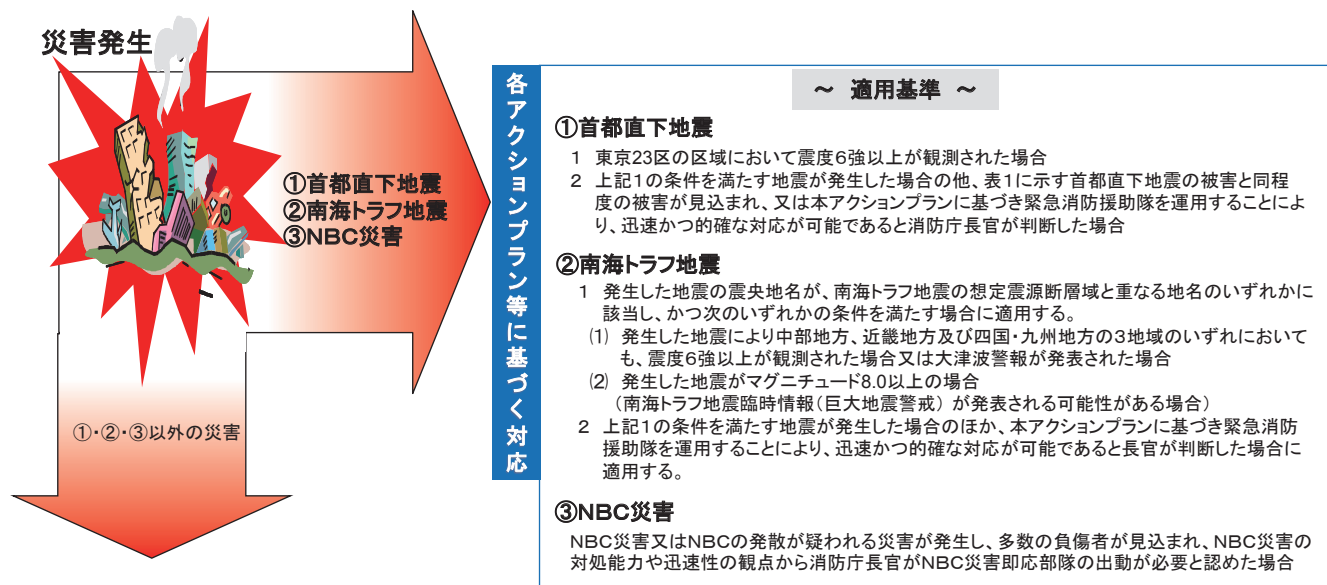
- ・編成小隊を見直す方法。
- ・第一陣、第二陣と分割して出動する方法。
- ・出動方面により、統合機動部隊の編成を見直す方法。
- ・複数の消防本部により統合機動部隊が構成されている場合は、全ての小隊の集結を待つことなく統合機動部隊の大半を構成する小隊が先遣出動し、一部の隊は被災地の直前で合流する方法。

統合機動部隊が迅速に出動するパターン例

進出拠点



第2-8-3図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



### 基本的な出動計画

#### 【指揮支援部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、統括指揮支援隊1隊・指揮支援隊5隊を指定
- 2 災害発生地、災害規模等を考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

#### 【第1次出動都道府県大隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

#### 【出動準備都道府県大隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 2 第1次出動都道府県大隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

#### 【第1次出動航空小隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、10航空隊を指定
- 2 災害発生地及び運航可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請等を行う

#### 【出動準備航空小隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、12航空隊を指定
- 2 第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請等を行う

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、特別な運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動することとしている。

#### (カ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、消防機関と協議の上、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

### ウ 受援計画

各都道府県は、平時から自らが被災地となる場合を想定して、都道府県内の消防機関と協議の上、調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、応援等の要請、指揮体制、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において、県内応援隊及び緊急消防援助隊を受け入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合を図りつつ、都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の都道府県大隊等の指揮体制、消防機関及び各関係機関との連絡体制並びに受援訓練の実施等、受入れに当たって必要な事項を加え、受援計画を策定する必要がある。

### (3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

#### ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成31年3月に、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、令和5年度末までの登録目標隊数を、おおむね6,000隊からおおむね6,600隊へと増隊することとし

た。

平成7年（1995年）9月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和6年4月1日現在では全国718消防本部（全国の消防本部の約99%）等から6,661隊の登録となり、発足当初の約5倍まで増加した（資料2-8-2、資料2-8-3）。

#### イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。

平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」の整備も対象とされた。

また、消防組織法の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車等、近年では、各都道府県単位での後方支援体制の確立及び関係機関の間での迅速な情報収集・共有体制の強化を図るため、拠点機能形成車、高機能エアートント、ハイスペックドローン、映像伝送装置及び緊急消防援助隊の部隊活動に必要な装備等を消防本部等に配備するとともに、老朽化した無償使用車両の計画的な更新を実施している（資料2-8-4）。

消防庁では、緊急消防援助隊の効果的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

(略)

## 資料1-1-2 都道府県別火災損害状況

(令和5年中)

| 区分    | 出 火 件 数 |        |       |       |    |     |        | 焼 損 棟 数 |       |       |       |        |
|-------|---------|--------|-------|-------|----|-----|--------|---------|-------|-------|-------|--------|
|       | 計       | 建物     | 林野    | 車両    | 船舶 | 航空機 | その他    | 計       | 全焼    | 半焼    | 部分焼   | ぼや     |
| 北海道   | 1,587   | 965    | 23    | 271   | 3  | 0   | 325    | 1,260   | 295   | 87    | 365   | 513    |
| 青森    | 436     | 284    | 9     | 30    | 2  | 0   | 111    | 520     | 174   | 37    | 151   | 158    |
| 岩手    | 383     | 213    | 27    | 37    | 2  | 0   | 104    | 403     | 186   | 20    | 114   | 83     |
| 宮城    | 698     | 375    | 35    | 61    | 1  | 0   | 226    | 605     | 189   | 28    | 132   | 256    |
| 秋田    | 318     | 184    | 25    | 25    | 1  | 0   | 83     | 301     | 118   | 15    | 81    | 87     |
| 山形    | 318     | 181    | 21    | 27    | 0  | 0   | 89     | 294     | 97    | 13    | 94    | 90     |
| 福島    | 703     | 322    | 52    | 74    | 0  | 0   | 255    | 586     | 227   | 32    | 161   | 166    |
| 茨城    | 1,385   | 618    | 55    | 122   | 0  | 0   | 590    | 1,042   | 380   | 58    | 268   | 336    |
| 栃木    | 870     | 426    | 51    | 98    | 0  | 0   | 295    | 655     | 196   | 44    | 176   | 239    |
| 群馬    | 759     | 370    | 24    | 81    | 0  | 0   | 284    | 661     | 203   | 32    | 188   | 238    |
| 埼玉    | 1,995   | 1,062  | 13    | 192   | 0  | 0   | 728    | 1,598   | 354   | 76    | 389   | 779    |
| 千葉    | 2,105   | 983    | 83    | 182   | 4  | 0   | 853    | 1,452   | 394   | 71    | 377   | 610    |
| 東京    | 4,365   | 3,077  | 7     | 221   | 2  | 0   | 1,058  | 3,468   | 122   | 94    | 557   | 2,695  |
| 神奈川   | 2,053   | 1,246  | 10    | 195   | 3  | 0   | 599    | 1,571   | 165   | 69    | 344   | 993    |
| 新潟    | 612     | 372    | 19    | 54    | 2  | 0   | 165    | 614     | 147   | 43    | 163   | 261    |
| 富山    | 178     | 124    | 2     | 29    | 0  | 0   | 23     | 195     | 47    | 11    | 52    | 85     |
| 石川    | 268     | 146    | 13    | 36    | 1  | 0   | 72     | 218     | 48    | 16    | 69    | 85     |
| 福井    | 174     | 98     | 4     | 22    | 0  | 0   | 50     | 176     | 51    | 16    | 58    | 51     |
| 山梨    | 375     | 174    | 14    | 40    | 0  | 0   | 147    | 271     | 94    | 18    | 62    | 97     |
| 長野    | 847     | 354    | 39    | 81    | 0  | 0   | 373    | 572     | 206   | 27    | 178   | 161    |
| 岐阜    | 710     | 354    | 26    | 55    | 1  | 0   | 274    | 523     | 141   | 26    | 131   | 225    |
| 静岡    | 970     | 521    | 17    | 120   | 0  | 0   | 312    | 759     | 181   | 40    | 203   | 335    |
| 愛知    | 2,038   | 1,080  | 19    | 222   | 0  | 0   | 717    | 1,473   | 241   | 78    | 437   | 717    |
| 三重    | 690     | 278    | 31    | 57    | 4  | 0   | 320    | 401     | 124   | 20    | 112   | 145    |
| 滋賀    | 392     | 198    | 7     | 50    | 0  | 0   | 137    | 269     | 54    | 9     | 59    | 147    |
| 京都    | 516     | 314    | 11    | 52    | 0  | 0   | 139    | 410     | 74    | 26    | 101   | 209    |
| 大阪    | 1,967   | 1,424  | 10    | 168   | 2  | 0   | 363    | 1,775   | 132   | 104   | 475   | 1,064  |
| 兵庫    | 1,548   | 813    | 61    | 141   | 5  | 0   | 528    | 1,048   | 189   | 50    | 268   | 541    |
| 奈良    | 395     | 190    | 14    | 23    | 0  | 0   | 168    | 267     | 68    | 15    | 84    | 100    |
| 和歌山   | 343     | 182    | 9     | 22    | 0  | 0   | 130    | 259     | 84    | 20    | 62    | 93     |
| 鳥取    | 177     | 82     | 4     | 8     | 1  | 0   | 82     | 144     | 49    | 10    | 41    | 44     |
| 島根    | 266     | 123    | 34    | 16    | 0  | 0   | 93     | 223     | 82    | 6     | 64    | 71     |
| 岡山    | 743     | 331    | 83    | 66    | 0  | 0   | 263    | 558     | 183   | 35    | 145   | 195    |
| 広島    | 845     | 401    | 76    | 65    | 1  | 0   | 302    | 637     | 168   | 32    | 177   | 260    |
| 山口    | 587     | 238    | 30    | 43    | 1  | 0   | 275    | 377     | 117   | 23    | 112   | 125    |
| 徳島    | 231     | 102    | 8     | 27    | 1  | 0   | 93     | 159     | 58    | 7     | 46    | 48     |
| 香川    | 373     | 180    | 11    | 28    | 3  | 0   | 151    | 249     | 72    | 11    | 71    | 95     |
| 愛媛    | 395     | 214    | 17    | 28    | 1  | 0   | 135    | 328     | 83    | 23    | 86    | 136    |
| 高知    | 286     | 129    | 23    | 18    | 0  | 0   | 116    | 211     | 72    | 8     | 56    | 75     |
| 福岡    | 1,280   | 739    | 35    | 127   | 0  | 0   | 379    | 962     | 195   | 41    | 252   | 474    |
| 佐賀    | 256     | 120    | 15    | 28    | 2  | 0   | 91     | 184     | 59    | 2     | 43    | 80     |
| 長崎    | 437     | 197    | 24    | 37    | 3  | 0   | 176    | 282     | 74    | 18    | 70    | 120    |
| 熊本    | 640     | 266    | 55    | 58    | 2  | 0   | 259    | 408     | 104   | 20    | 102   | 182    |
| 大分    | 514     | 198    | 41    | 32    | 1  | 0   | 242    | 302     | 110   | 11    | 79    | 102    |
| 宮崎    | 443     | 217    | 28    | 38    | 0  | 0   | 160    | 319     | 101   | 14    | 87    | 117    |
| 鹿児島   | 678     | 296    | 33    | 59    | 5  | 0   | 285    | 442     | 153   | 19    | 96    | 174    |
| 沖縄    | 523     | 213    | 51    | 55    | 4  | 1   | 199    | 225     | 31    | 9     | 56    | 129    |
| 都道府県計 | 38,672  | 20,974 | 1,299 | 3,521 | 58 | 1   | 12,819 | 29,656  | 6,692 | 1,484 | 7,494 | 13,986 |
| 札幌市   | 385     | 286    | 0     | 45    | 0  | 0   | 54     | 346     | 22    | 21    | 118   | 185    |
| 仙台市   | 246     | 153    | 0     | 17    | 0  | 0   | 76     | 192     | 19    | 13    | 26    | 134    |
| さいたま市 | 313     | 176    | 0     | 27    | 0  | 0   | 110    | 234     | 31    | 11    | 60    | 132    |
| 千葉市   | 262     | 145    | 2     | 32    | 0  | 0   | 83     | 190     | 35    | 4     | 57    | 94     |
| 特別区   | 3,171   | 2,341  | 0     | 144   | 2  | 0   | 684    | 2,580   | 48    | 68    | 401   | 2,063  |
| 横浜市   | 733     | 438    | 0     | 87    | 2  | 0   | 206    | 544     | 47    | 20    | 119   | 358    |
| 川崎市   | 390     | 270    | 0     | 27    | 0  | 0   | 93     | 310     | 11    | 10    | 65    | 224    |
| 相模原市  | 150     | 98     | 2     | 7     | 0  | 0   | 43     | 114     | 15    | 11    | 29    | 59     |
| 新潟市   | 172     | 103    | 1     | 15    | 1  | 0   | 52     | 171     | 32    | 13    | 51    | 75     |
| 静岡市   | 130     | 79     | 3     | 22    | 0  | 0   | 26     | 106     | 16    | 10    | 24    | 56     |
| 浜松市   | 168     | 100    | 1     | 21    | 0  | 0   | 46     | 171     | 48    | 6     | 63    | 54     |
| 名古屋市  | 550     | 355    | 0     | 61    | 0  | 0   | 134    | 409     | 25    | 23    | 119   | 242    |
| 京都市   | 220     | 158    | 2     | 16    | 0  | 0   | 44     | 191     | 20    | 9     | 49    | 113    |
| 大阪市   | 707     | 553    | 0     | 42    | 2  | 0   | 110    | 644     | 23    | 22    | 190   | 409    |
| 堺市    | 165     | 115    | 0     | 20    | 0  | 0   | 30     | 150     | 15    | 11    | 27    | 97     |
| 神戸市   | 392     | 236    | 10    | 30    | 0  | 0   | 116    | 275     | 28    | 10    | 63    | 174    |
| 岡山市   | 191     | 96     | 16    | 16    | 0  | 0   | 63     | 142     | 33    | 10    | 37    | 62     |
| 広島市   | 227     | 147    | 2     | 19    | 0  | 0   | 59     | 194     | 21    | 11    | 51    | 111    |
| 北九州市  | 197     | 115    | 1     | 20    | 0  | 0   | 61     | 156     | 29    | 1     | 46    | 80     |
| 福岡市   | 283     | 207    | 2     | 18    | 0  | 0   | 56     | 248     | 22    | 7     | 57    | 162    |
| 熊本市   | 161     | 97     | 1     | 15    | 1  | 0   | 47     | 147     | 21    | 7     | 34    | 85     |
| 21都市計 | 9,213   | 6,268  | 43    | 701   | 8  | 0   | 2,193  | 7,514   | 561   | 298   | 1,686 | 4,969  |

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

## 資料1-1-2 都道府県別火災損害状況 (つづき)

(令和5年中)

| 区分    | 焼 損 面 積   |          |        | 死 傷 者 数 |       | り 災 世 帯 数 |       |       |        | り災人員数  |
|-------|-----------|----------|--------|---------|-------|-----------|-------|-------|--------|--------|
|       | 建物床面積(㎡)  | 建物表面積(㎡) | 林野(a)  | 死者      | 負傷者   | 計         | 全損    | 半損    | 小損     |        |
| 北海道   | 60,284    | 5,802    | 5,812  | 68      | 217   | 752       | 160   | 44    | 548    | 1,410  |
| 青森    | 28,021    | 2,947    | 477    | 46      | 85    | 311       | 101   | 28    | 182    | 630    |
| 岩手    | 24,808    | 3,246    | 435    | 34      | 70    | 162       | 64    | 7     | 91     | 363    |
| 宮城    | 21,308    | 1,150    | 559    | 32      | 114   | 327       | 90    | 19    | 218    | 719    |
| 秋田    | 21,132    | 901      | 758    | 21      | 67    | 151       | 53    | 5     | 93     | 393    |
| 山形    | 19,000    | 1,386    | 666    | 13      | 79    | 162       | 49    | 3     | 110    | 372    |
| 福島    | 35,408    | 2,319    | 16,531 | 44      | 114   | 279       | 100   | 8     | 171    | 579    |
| 茨城    | 55,270    | 3,230    | 489    | 53      | 126   | 532       | 171   | 30    | 331    | 1,103  |
| 栃木    | 22,821    | 2,117    | 1,758  | 39      | 98    | 379       | 103   | 29    | 247    | 960    |
| 群馬    | 27,506    | 5,126    | 1,081  | 31      | 100   | 366       | 91    | 12    | 263    | 794    |
| 埼玉    | 42,353    | 8,095    | 18     | 83      | 304   | 1,066     | 219   | 64    | 783    | 2,227  |
| 千葉    | 50,602    | 4,871    | 2,346  | 69      | 273   | 866       | 215   | 59    | 592    | 1,846  |
| 東京    | 18,290    | 7,358    | 115    | 88      | 760   | 2,774     | 172   | 155   | 2,447  | 5,398  |
| 神奈川   | 28,272    | 4,769    | 204    | 55      | 358   | 1,255     | 185   | 75    | 995    | 2,606  |
| 新潟    | 30,191    | 2,120    | 405    | 35      | 109   | 347       | 95    | 21    | 231    | 776    |
| 富山    | 10,500    | 704      | 70     | 21      | 32    | 114       | 31    | 15    | 68     | 271    |
| 石川    | 10,951    | 878      | 200    | 20      | 42    | 149       | 39    | 14    | 96     | 315    |
| 福井    | 17,335    | 559      | 14     | 15      | 31    | 86        | 26    | 16    | 44     | 198    |
| 山梨    | 11,609    | 1,052    | 695    | 14      | 43    | 137       | 43    | 11    | 83     | 292    |
| 長野    | 27,660    | 4,659    | 19,205 | 33      | 124   | 284       | 84    | 25    | 175    | 618    |
| 岐阜    | 18,542    | 1,284    | 604    | 25      | 99    | 286       | 55    | 27    | 204    | 639    |
| 静岡    | 26,611    | 5,442    | 329    | 45      | 134   | 459       | 119   | 31    | 309    | 994    |
| 愛知    | 37,676    | 7,430    | 714    | 72      | 290   | 907       | 156   | 56    | 695    | 2,031  |
| 三重    | 16,839    | 1,424    | 568    | 22      | 64    | 205       | 75    | 14    | 116    | 403    |
| 滋賀    | 7,844     | 496      | 191    | 8       | 55    | 157       | 42    | 9     | 106    | 342    |
| 京都    | 10,493    | 794      | 3,766  | 19      | 77    | 271       | 45    | 14    | 212    | 501    |
| 大阪    | 30,852    | 8,375    | 69     | 65      | 443   | 1,571     | 237   | 129   | 1,205  | 3,023  |
| 兵庫    | 42,817    | 2,690    | 6,490  | 49      | 223   | 720       | 114   | 47    | 559    | 1,410  |
| 奈良    | 9,314     | 2,842    | 187    | 15      | 79    | 171       | 40    | 10    | 121    | 368    |
| 和歌山   | 9,687     | 384      | 303    | 23      | 41    | 142       | 43    | 12    | 87     | 274    |
| 鳥取    | 11,499    | 1,045    | 24     | 9       | 17    | 61        | 18    | 5     | 38     | 138    |
| 島根    | 10,319    | 649      | 311    | 9       | 27    | 109       | 38    | 3     | 68     | 256    |
| 岡山    | 26,971    | 2,497    | 3,554  | 45      | 108   | 291       | 102   | 18    | 171    | 682    |
| 広島    | 20,644    | 2,256    | 1,424  | 40      | 122   | 386       | 79    | 24    | 283    | 781    |
| 山口    | 15,278    | 904      | 330    | 30      | 71    | 208       | 78    | 15    | 115    | 398    |
| 徳島    | 7,363     | 333      | 305    | 8       | 29    | 86        | 32    | 6     | 48     | 174    |
| 香川    | 13,989    | 2,409    | 113    | 10      | 40    | 142       | 40    | 4     | 98     | 298    |
| 愛媛    | 18,190    | 1,566    | 2,734  | 16      | 57    | 193       | 44    | 12    | 137    | 405    |
| 高知    | 9,408     | 573      | 572    | 6       | 42    | 123       | 36    | 3     | 84     | 252    |
| 福岡    | 29,362    | 10,228   | 978    | 59      | 206   | 690       | 156   | 28    | 506    | 1,389  |
| 佐賀    | 10,082    | 484      | 73     | 9       | 31    | 97        | 38    | 1     | 58     | 215    |
| 長崎    | 10,774    | 871      | 196    | 15      | 50    | 155       | 41    | 3     | 111    | 362    |
| 熊本    | 15,042    | 1,133    | 3,687  | 22      | 90    | 259       | 68    | 6     | 185    | 549    |
| 大分    | 13,813    | 892      | 1,293  | 15      | 65    | 187       | 63    | 8     | 116    | 371    |
| 宮崎    | 14,124    | 2,332    | 2,135  | 10      | 43    | 157       | 53    | 3     | 101    | 305    |
| 鹿児島   | 16,903    | 1,357    | 293    | 26      | 78    | 223       | 65    | 13    | 145    | 428    |
| 沖縄    | 4,683     | 892      | 1,298  | 17      | 39    | 127       | 26    | 11    | 90     | 289    |
| 都道府県計 | 1,022,440 | 124,871  | 84,379 | 1,503   | 5,766 | 18,882    | 3,994 | 1,152 | 13,736 | 39,147 |
| 札幌市   | 3,309     | 1,744    | 0      | 9       | 59    | 243       | 16    | 15    | 212    | 494    |
| 仙台市   | 2,372     | 182      | 0      | 14      | 39    | 126       | 16    | 10    | 100    | 254    |
| さいたま市 | 3,818     | 876      | 0      | 14      | 51    | 167       | 36    | 8     | 123    | 355    |
| 千葉市   | 3,116     | 546      | 24     | 8       | 43    | 106       | 22    | 10    | 74     | 228    |
| 特別区   | 10,571    | 5,402    | 0      | 56      | 554   | 2,014     | 113   | 105   | 1,796  | 3,921  |
| 横浜市   | 9,227     | 2,351    | 0      | 15      | 117   | 475       | 72    | 28    | 375    | 945    |
| 川崎市   | 3,212     | 699      | 0      | 3       | 56    | 267       | 29    | 23    | 215    | 512    |
| 相模原市  | 1,449     | 101      | 42     | 8       | 41    | 83        | 13    | 7     | 63     | 167    |
| 新潟市   | 5,651     | 571      | 35     | 8       | 32    | 102       | 31    | 5     | 66     | 226    |
| 静岡市   | 3,542     | 175      | 22     | 7       | 27    | 98        | 26    | 7     | 65     | 189    |
| 浜松市   | 6,395     | 3,545    | 7      | 10      | 24    | 108       | 21    | 13    | 74     | 227    |
| 名古屋市  | 6,720     | 3,323    | 0      | 20      | 120   | 297       | 34    | 21    | 242    | 580    |
| 京都市   | 2,293     | 433      | 2      | 12      | 46    | 145       | 16    | 9     | 120    | 251    |
| 大阪市   | 7,178     | 2,817    | 0      | 25      | 179   | 647       | 59    | 49    | 539    | 1,051  |
| 堺市    | 2,915     | 697      | 0      | 1       | 27    | 96        | 15    | 4     | 77     | 202    |
| 神戸市   | 3,453     | 552      | 175    | 12      | 58    | 237       | 32    | 19    | 186    | 432    |
| 岡山市   | 5,488     | 320      | 1,131  | 12      | 33    | 92        | 27    | 3     | 62     | 202    |
| 広島市   | 4,150     | 1,289    | 5      | 11      | 47    | 160       | 22    | 10    | 128    | 288    |
| 北九州市  | 2,653     | 529      | 1      | 10      | 30    | 114       | 23    | 3     | 88     | 234    |
| 福岡市   | 2,102     | 1,053    | 2      | 10      | 47    | 192       | 18    | 4     | 170    | 345    |
| 熊本市   | 3,342     | 291      | 2      | 6       | 30    | 126       | 21    | 1     | 104    | 253    |
| 21都市計 | 92,956    | 27,496   | 1,448  | 271     | 1,660 | 5,895     | 662   | 354   | 4,879  | 11,356 |

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

## 資料1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和5年中）（単位：千円）

| 区分    | 損 害 額      |            |            |            |         |           |         |       |           |         |
|-------|------------|------------|------------|------------|---------|-----------|---------|-------|-----------|---------|
|       | 計          | 建 物        |            |            | 林野      | 車両        | 船舶      | 航空機   | その他       | 爆発      |
| 都道府県  |            | 小計         | 建物         | 収容物        |         |           |         |       |           |         |
| 北海道   | 4,260,485  | 3,810,880  | 1,814,015  | 1,996,865  | 113     | 220,884   | 10,305  | 0     | 109,632   | 108,671 |
| 青森    | 1,494,189  | 1,424,143  | 1,074,673  | 349,470    | 2,433   | 38,706    | 12,949  | 0     | 15,617    | 341     |
| 岩手    | 1,730,367  | 1,641,278  | 949,048    | 692,230    | 2,322   | 51,183    | 3,356   | 0     | 32,228    | 0       |
| 宮城    | 1,567,236  | 1,456,289  | 1,143,500  | 312,789    | 3,818   | 77,987    | 719     | 0     | 28,232    | 191     |
| 秋田    | 1,829,822  | 1,778,761  | 1,129,175  | 649,586    | 1,886   | 8,036     | 127     | 0     | 19,222    | 21,790  |
| 山形    | 923,420    | 886,969    | 590,666    | 296,303    | 474     | 19,660    | 0       | 0     | 15,758    | 559     |
| 福島    | 2,933,559  | 2,761,935  | 2,494,596  | 267,339    | 14,547  | 82,642    | 140     | 0     | 67,216    | 7,079   |
| 茨城    | 4,673,773  | 4,461,282  | 2,821,717  | 1,639,565  | 3,409   | 84,117    | 0       | 0     | 124,433   | 532     |
| 栃木    | 1,956,435  | 1,759,475  | 1,290,419  | 469,056    | 19,004  | 64,577    | 0       | 0     | 113,368   | 11      |
| 群馬    | 1,989,416  | 1,880,198  | 1,354,460  | 525,738    | 2,607   | 61,349    | 0       | 0     | 44,179    | 1,083   |
| 埼玉    | 5,904,447  | 5,626,814  | 2,782,888  | 2,843,926  | 200     | 110,429   | 0       | 0     | 90,239    | 76,765  |
| 千葉    | 7,296,399  | 5,556,686  | 3,917,163  | 1,639,523  | 1,355   | 192,510   | 6,762   | 0     | 1,536,901 | 2,185   |
| 東京    | 5,144,788  | 4,736,908  | 3,216,273  | 1,520,635  | 12      | 164,410   | 3,000   | 0     | 221,417   | 19,041  |
| 神奈川   | 3,001,961  | 2,751,962  | 1,786,114  | 965,848    | 5       | 117,222   | 678     | 0     | 132,027   | 67      |
| 新潟    | 1,497,875  | 1,430,264  | 1,123,792  | 306,472    | 108     | 30,693    | 5,518   | 0     | 28,579    | 2,713   |
| 富山    | 545,197    | 522,520    | 409,023    | 113,497    | 114     | 18,626    | 0       | 0     | 3,923     | 14      |
| 石川    | 498,330    | 481,873    | 362,416    | 119,457    | 1,350   | 8,081     | 3,968   | 0     | 3,058     | 0       |
| 福井    | 1,266,774  | 1,199,973  | 854,950    | 345,023    | 69      | 10,863    | 0       | 0     | 54,147    | 1,722   |
| 山梨    | 1,322,093  | 1,284,306  | 598,096    | 686,210    | 0       | 20,568    | 0       | 0     | 17,219    | 0       |
| 長野    | 1,282,201  | 1,090,261  | 844,360    | 245,901    | 15,695  | 49,428    | 0       | 0     | 126,817   | 0       |
| 岐阜    | 1,613,047  | 1,409,215  | 987,095    | 422,120    | 1,043   | 32,110    | 2       | 0     | 170,640   | 37      |
| 静岡    | 2,901,484  | 2,505,604  | 1,850,909  | 654,695    | 124     | 138,823   | 0       | 0     | 256,428   | 505     |
| 愛知    | 4,910,541  | 4,484,436  | 2,984,264  | 1,500,172  | 116     | 139,479   | 0       | 0     | 245,573   | 40,937  |
| 三重    | 1,369,584  | 1,188,880  | 970,028    | 218,852    | 1,085   | 51,546    | 1,376   | 0     | 126,696   | 1       |
| 滋賀    | 630,335    | 565,316    | 453,996    | 111,320    | 5,304   | 37,914    | 15      | 0     | 21,769    | 17      |
| 京都    | 2,195,882  | 1,004,703  | 887,196    | 117,507    | 0       | 20,591    | 0       | 0     | 1,169,311 | 1,277   |
| 大阪    | 4,890,983  | 4,376,945  | 2,550,280  | 1,826,665  | 0       | 68,985    | 1,315   | 0     | 441,922   | 1,816   |
| 兵庫    | 5,695,871  | 4,602,983  | 2,819,671  | 1,783,312  | 395     | 284,119   | 11,404  | 0     | 790,985   | 5,985   |
| 奈良    | 1,052,975  | 961,714    | 571,876    | 389,838    | 1,901   | 16,392    | 0       | 0     | 72,968    | 0       |
| 和歌山   | 642,887    | 581,263    | 464,621    | 116,642    | 1,096   | 22,431    | 0       | 0     | 37,272    | 825     |
| 鳥取    | 640,969    | 354,284    | 235,543    | 118,741    | 0       | 65,329    | 217     | 0     | 171,122   | 50,017  |
| 島根    | 353,777    | 342,271    | 274,031    | 68,240     | 1,050   | 3,363     | 0       | 0     | 7,058     | 35      |
| 岡山    | 2,063,057  | 1,603,325  | 1,213,958  | 389,367    | 1,644   | 59,384    | 0       | 0     | 398,656   | 48      |
| 広島    | 1,364,478  | 1,229,644  | 705,360    | 524,284    | 384     | 28,328    | 949     | 0     | 104,869   | 304     |
| 山口    | 1,609,300  | 747,699    | 658,624    | 89,075     | 342     | 54,880    | 350     | 0     | 776,789   | 29,240  |
| 徳島    | 408,558    | 374,880    | 302,851    | 72,029     | 3,911   | 20,959    | 189     | 0     | 4,859     | 3,760   |
| 香川    | 1,146,935  | 1,045,475  | 721,331    | 324,144    | 0       | 53,221    | 3,702   | 0     | 44,527    | 10      |
| 愛媛    | 1,461,652  | 1,428,355  | 760,048    | 668,307    | 6,117   | 15,776    | 27      | 0     | 10,678    | 699     |
| 高知    | 430,164    | 413,140    | 270,704    | 142,436    | 2,501   | 11,038    | 0       | 0     | 3,485     | 0       |
| 福岡    | 2,341,473  | 2,070,005  | 1,436,794  | 633,211    | 6,065   | 123,569   | 0       | 0     | 141,598   | 236     |
| 佐賀    | 674,950    | 654,909    | 482,974    | 171,935    | 188     | 16,716    | 316     | 0     | 2,821     | 0       |
| 長崎    | 655,686    | 629,744    | 529,103    | 100,641    | 0       | 12,310    | 6,605   | 0     | 5,973     | 1,054   |
| 熊本    | 683,155    | 590,829    | 446,623    | 144,206    | 5,987   | 52,037    | 2,710   | 0     | 31,467    | 125     |
| 大分    | 585,846    | 548,370    | 382,126    | 166,244    | 4,139   | 17,417    | 2,426   | 0     | 13,452    | 42      |
| 宮崎    | 693,643    | 608,865    | 426,461    | 182,404    | 11,282  | 17,768    | 0       | 0     | 55,728    | 0       |
| 鹿児島   | 1,659,683  | 807,750    | 540,101    | 267,649    | 792     | 17,592    | 774,357 | 0     | 59,192    | 0       |
| 沖縄    | 412,788    | 366,961    | 320,989    | 45,972     | 200     | 10,199    | 1,567   | 5,643 | 28,208    | 10      |
| 都道府県計 | 94,208,470 | 82,040,342 | 54,804,901 | 27,235,441 | 125,187 | 2,824,247 | 855,049 | 5,643 | 7,978,258 | 379,744 |
| 札幌市   | 296,071    | 274,787    | 207,131    | 67,656     | 0       | 20,554    | 0       | 0     | 729       | 1       |
| 仙台市   | 252,361    | 243,033    | 158,773    | 84,260     | 0       | 7,418     | 0       | 0     | 1,813     | 97      |
| さいたま市 | 367,819    | 346,903    | 247,398    | 99,505     | 0       | 15,661    | 0       | 0     | 5,255     | 0       |
| 千葉市   | 437,350    | 333,715    | 288,906    | 44,809     | 0       | 84,417    | 0       | 0     | 18,154    | 1,064   |
| 特別区   | 3,667,032  | 3,339,203  | 2,091,842  | 1,247,361  | 0       | 95,442    | 3,000   | 0     | 210,934   | 18,453  |
| 横浜市   | 706,190    | 619,081    | 501,084    | 117,997    | 0       | 63,560    | 210     | 0     | 23,339    | 0       |
| 川崎市   | 473,175    | 467,921    | 116,203    | 351,718    | 0       | 4,464     | 0       | 0     | 730       | 60      |
| 相模原市  | 142,943    | 132,652    | 92,827     | 39,825     | 0       | 9,445     | 0       | 0     | 846       | 0       |
| 新潟市   | 415,527    | 400,020    | 323,705    | 76,315     | 0       | 7,295     | 18      | 0     | 8,194     | 0       |
| 静岡市   | 347,387    | 319,250    | 267,964    | 51,286     | 0       | 20,371    | 0       | 0     | 7,747     | 19      |
| 浜松市   | 538,797    | 514,174    | 429,133    | 85,041     | 0       | 17,863    | 0       | 0     | 6,760     | 0       |
| 名古屋市  | 816,689    | 647,309    | 512,929    | 134,380    | 0       | 11,964    | 0       | 0     | 157,415   | 1       |
| 京都市   | 249,558    | 237,717    | 191,341    | 46,376     | 0       | 7,926     | 0       | 0     | 3,800     | 115     |
| 大阪市   | 791,599    | 771,237    | 526,089    | 245,148    | 0       | 15,457    | 1,290   | 0     | 3,398     | 217     |
| 堺市    | 337,832    | 323,908    | 172,788    | 151,120    | 0       | 7,234     | 0       | 0     | 6,690     | 0       |
| 神戸市   | 469,764    | 454,516    | 293,753    | 160,763    | 0       | 5,888     | 0       | 0     | 3,429     | 5,931   |
| 岡山市   | 295,134    | 284,086    | 237,373    | 46,713     | 0       | 6,806     | 0       | 0     | 4,194     | 48      |
| 広島市   | 524,245    | 513,695    | 222,928    | 290,767    | 6       | 8,462     | 0       | 0     | 2,082     | 0       |
| 北九州市  | 164,598    | 131,909    | 64,040     | 67,869     | 0       | 27,942    | 0       | 0     | 4,745     | 2       |
| 福岡市   | 179,937    | 161,646    | 74,692     | 86,954     | 0       | 16,437    | 0       | 0     | 1,814     | 40      |
| 熊本市   | 213,810    | 188,610    | 120,691    | 67,919     | 1       | 20,972    | 2,660   | 0     | 1,442     | 125     |
| 21都市計 | 11,687,818 | 10,705,372 | 7,141,590  | 3,563,782  | 7       | 475,578   | 7,178   | 0     | 473,510   | 26,173  |

（注） 21都市計については都道府県計の内数。